

釧路市森林整備計画

～「森林都市くしろ」の創造～

(変更)

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

北 海 道
釧 路 市

計画変更の理由等

1. 変更理由

- (1) 地域森林計画に適合させるための変更
- (2) 公益的機能別施業森林等の変更

2. 変更内容

- (1) 地域森林計画に適合しなければならない事項の変更
- (2) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法の変更
- (3) 山地災害防止林、木材等生産林、特に効率的な施業が可能な森林、長伐期施業を推進すべき森林の区域の変更

3. 変更始期

令和7年4月1日から適用する。

目次

I 「森林都市くしろ」の創造に向けて	1
1 釧路市がめざす姿	1
2 市の責務、及び事業者・森林所有者・市民に求められる役割	3
3 森林づくり・地域材利用推進の体制	4
4 森林づくり・地域材利用推進のための取組	5
5 将来目標	6
II 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	7
1 森林整備の現状と課題	7
2 森林整備の基本方針	8
3 森林施業の合理化に関する基本方針	11
III 森林の整備に関する事項	12
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12
1 樹種別の立木の標準伐期齢	12
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	14
第2 造林に関する事項	15
1 人工造林に関する事項	15
2 天然更新に関する事項	17
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	19
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令基準	19
5 その他必要な事項	20
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	21
1 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法	21
2 保育の作業種別の標準的な方法	22
3 その他必要な事項	23
第4 公益的機能別施業森林の整備等に関する事項	23
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	24
3 その他必要な事項	25
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	27
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	27
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	27
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	27
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	27

5 その他必要な事項	28
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	28
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	28
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	28
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	28
4 その他必要な事項	28
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	30
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	30
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	31
3 作業路網の整備に関する事項	31
4 その他必要な事項	32
第8 その他森林の整備の方法に関し必要な事項	33
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	33
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	33
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	34
4 その他必要な事項	35
IV 森林の保護に関する事項	36
第1 鳥獣害の防止に関する事項	36
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	36
2 その他必要な事項	36
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	37
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	37
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	37
3 林野火災の予防の方法	37
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	37
5 その他必要な事項	38
V 森林の保健機能の増進に関する事項	38
1 保健機能森林の区域	38
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	38
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	38
4 その他必要な事項	38
VI その他森林の整備のために必要な事項	39
1 森林経営計画の作成に関する事項	39
2 生活環境の整備に関する事項	39
3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	39
4 森林の総合利用の推進に関する事項	40
5 市民参加による森林の整備に関する事項	40
6 その他必要な事項	41

VII 地域材等の利活用の促進に関する事項	45
（参考）釧路市地域材利用推進方針	45

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域	50
--	----

別表 2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域	71
-------------------------------	----

I 「森林都市くしろ」の創造に向けて

1 釧路市がめざす姿

(1) 背景

釧路市は人口16万人を超える道東地域の拠点都市でありながら、森林面積は100,571haで、道内市町村の中では第3位、人口10万人以上の都市部に限ってみると全道第1位となっており、全国でも有数の森林面積を併せ持つ「森林都市」となっております。

(2) 森林の果たす役割と価値

都市部に暮らす多くの市民にとって、森林は、普段の生活とほとんど接点のない、あまり意識されることのない存在かもしれません。しかし森林は、私たちの生活を守り、豊かな恵みを与えてくれる貴重な存在なのです。

森林が私たちに与えてくれる様々な恩恵を総称して「森林の多面的機能」といい、次のようなものがあります。

【水源涵養機能】

水を蓄えて洪水や渇水を防ぐとともに、きれいな水を供給してくれる機能です。

【山地災害防止機能】

大地にしっかり根を張り、土砂の流出や山崩れを防いでくれる機能です。

【地球温暖化防止機能】

光合成により地球温暖化ガスの一つである二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する機能です。

【生活環境保全機能】

強風や飛砂、騒音などから私たちの生活を守ってくれる機能です。

【保健文化機能】

森林浴やキャンプなどのレクリエーションの場や、心が安らぐ良好な景観を提供してくれる機能です。

【生態系保全機能】

貴重な野生動植物の生息環境を提供する機能です。

【木材等生産機能】

建築用材や紙などの原料となる木材を産出する機能です。

このうち、木材生産機能以外の機能を総称して、特に「公益的機能」と呼びます。

森林の有する公益的機能は、特段の対価を支払わなくても普段の生活であたりまえに享受できることから、その価値は私たちにとって意識しづらいものであり、森林の恩恵を実感しにくい原因の一つといえます。

このほかにも、野生生物の生息環境としての役割や、良好な景観を提供する役割など、貨幣評価は困難でも他のものにかえることのできない貴重な役割を森林は果たしています。

市では、こうした森林を守り育て、森林の有する多面的機能を高度に発揮するための取組を重点課題と位置づけて施策を展開することとします。

（３）人工林資源の充実と森林の利活用

一方、林業関係者が戦後営々と育んできた人工林資源は成熟し、釧路市内の人工林資源も間伐期から本格的な利用期を迎えつつあります。特に、成長の早いカラマツはその多くが利用期に到達しています。

こうした森林資源を適切な方法で管理しながら有効活用することは、山村地域の活性化はもとより、木材を利用する木材加工業や建設業などの活性化を通じて、都市部の経済活性化にも寄与することになります。また、森林資源の活用によって生じた利潤を再び森林づくりに投資することで、森林の持続的利用につなげることができます。

地域にとって最も望ましい形で森林資源の活用を進めるためには、地域の関係者が参集し、諸課題について話し合い、合意形成を図ったうえで施策を展開することが重要です。このため２０１０年（平成２２年）１０月に、木材生産者から木材利用者まで、さまざまな関係者からなる「釧路森林資源活用円卓会議」を立ち上げました。

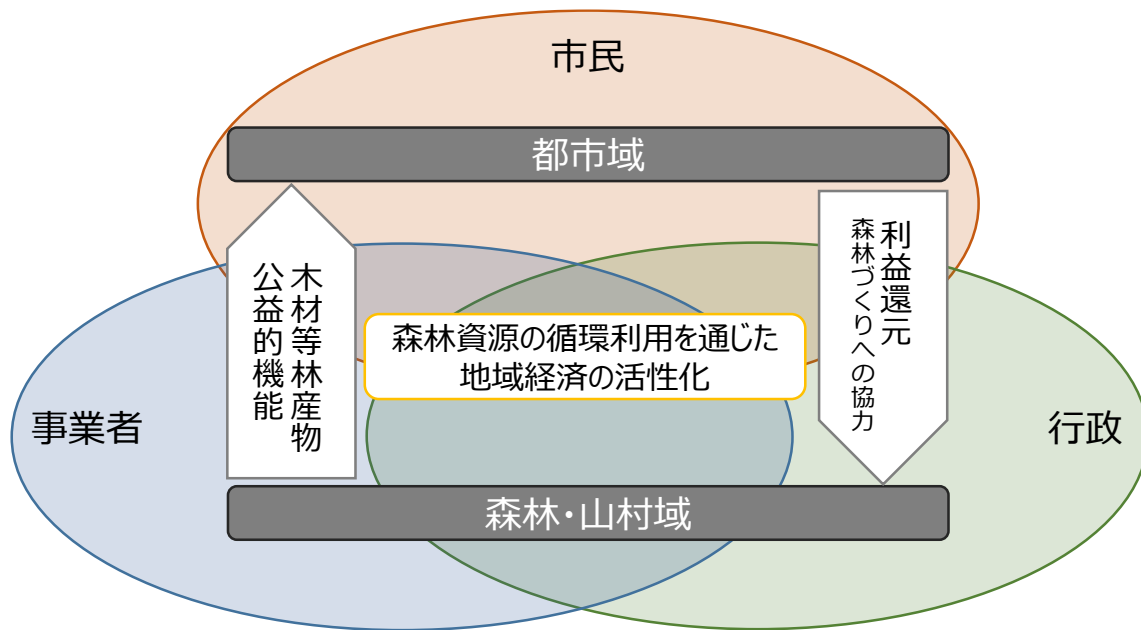
同会議は全体会を開催するほか、森林組合や素材生産業者などから構成される川上部会、設計会社や工務店などから構成される川下部会をそれぞれ開催しており、地域材の活用方策について検討を行っています。

市では、地域材の有効活用を進めるための取組を森林づくりと並ぶ重点課題の一つとして位置づけ、円卓会議での検討成果等を踏まえた施策展開を図っていきます。

（４）めざす姿

釧路市は、都市機能と豊富な森林資源を併せ持つ優位性を生かし、４本の柱からなる「森林都市くしろ」の実現を目指します。

- ①森林の有する多面的機能の高度発揮を図るための森林づくりを進めます。
- ②地域材の有効活用を進めます。
- ③森林資源の域内循環を通じた山村・都市の相互活性化を図ります。
- ④市民・事業者・行政など、関係者の協働による施策展開を図ります。



2 市の責務、及び事業者・森林所有者・市民に求められる役割

「森林都市くしろ」を実現するためには、市の有する責務、及び事業者・森林所有者・市民に求められる役割を明らかにするとともに、それぞれの責務・役割に応じた積極的な取組を進めることが重要です。

(1) 釧路市の責務

市は、森林づくりおよび地域材の利活用に関する総合的な施策を立案し、実行する責務を有します。施策の推進にあたっては、北海道や国、近隣市町村等と連携のもと、効率的・効果的な施策展開に努め、また施策立案段階から積極的に市民の意見を反映させるよう努めます。

また、市が管理する釧路市有林（4, 458 ha）においては、「公益的機能の高度発揮」と「地域材の供給」を両立させた森林経営を行います。

(2) 事業者の役割

事業者は、個々の事業活動が地域の環境形成や地域経済の活性化と密接な関係にあることを踏まえ、本計画や釧路市地域材利用推進方針（2011年（平成23年）10月12日策定）に基づき、森林の有する多面的機能の高度発揮や地域材の利活用に積極的に取り組むことが求められます。また、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）の観点からも、地域における森林づくり活動などへの積極的な参加が期待されます。

(3) 森林所有者の役割

森林所有者は、個々の所有する森林が地域の環境形成に重要な役割を果たしていることを踏まえ、森林の有する多面的機能の高度発揮に配慮した、計画的な森林施業に努めることが求められます。

また、より効率的・計画的な森林づくりを推進するために地域で取り組まれる森林施業の共同化・集約化については、その意義を認識し、積極的に参加することが望まれます。

（４） 市民の役割

行政や林業関係者の取組だけでは、森林の適切な管理には限界があります。木材の供給・国土の保全・きれいな水の供給などを通じて、森林が豊かな市民生活を支えていることを踏まえると、一人一人の市民が、森林づくりの「主役」として積極的なアクションを取っていただくことが望めます。

森林浴やキャンプなど森林と触れ合う活動、森林関連のセミナーや林業体験など森林に対する理解を深める活動、ボランティア植樹など地域の森林を守り育てる活動などへの積極的な参加が期待されます。

また、地域材の有効活用が山間地域の活性化につながり、ひいてはより良い森林づくりにつながることから、木製品を積極的に利用することが望めます。

３ 森林づくり・地域材利用推進の体制

「森林都市くしろ」を実現させるためには、多様な関係者との連携が不可欠です。

（１） 国の機関との連携

市域の約４０％を国有林が占める釧路市においては、国有林野行政との連携・協力は必要不可欠です。このため、国の機関である根釧西部森林管理署と連絡・調整を図り、国有林・民有林を通じて調和のとれた森林づくりの推進に努めます。

なお、市と根釧西部森林管理署は、２００４年度（平成１６年度）に「阿寒湖のマリモと水源林の保全に関する森林整備協定」を締結、２０２２年度（令和４年度）に協定を更新し、この協定に基づき、民有林・国有林が一体となった森林整備を阿寒湖周辺で推進しているところです。

（２） 北海道の機関との連携

釧路市内で行う林業・木材産業の振興、森林整備、林内路網整備、治山事業、保安林の管理、森林所有者への普及啓発などの業務は、北海道との連携が必要不可欠です。このため、北海道の機関である釧路総合振興局林務課、同振興局森林室と密接に連携を取りながら各種取組を推進します。

また、市域の約１５％は北海道が管理する道有林となっており、そのすべてが旧音別地区に位置しています。このため、当該道有林を所管する十勝総合振興局森林室とも連携を図り、調和のとれた森林づくりを進めます。

（３） 「釧路森林資源活用円卓会議」との連携

市は、円卓会議で検討された課題を各種施策に反映させるとともに、同会議と連携して、市民の皆さんが森林や木材に気軽に触れ合うことができる取組を進めます。

（４） 市民との連携

市は、意見交換会の実施などにより積極的に市民の意見を把握するとともに、市民が参加できる森林づくりイベント等を実施し、市民との連携により各種森林施策の推進を図っていきます。

4 森林づくり・地域材利用推進のための取組

「森林都市くしろ」の創造に向けて、市は多様な関係者と連携し、森林づくりと地域材利用推進に関する施策を総合的に推進します。また、市の森林づくり・地域材利用の情勢変化を的確に把握し、施策展開に的確に反映させるよう努めます。

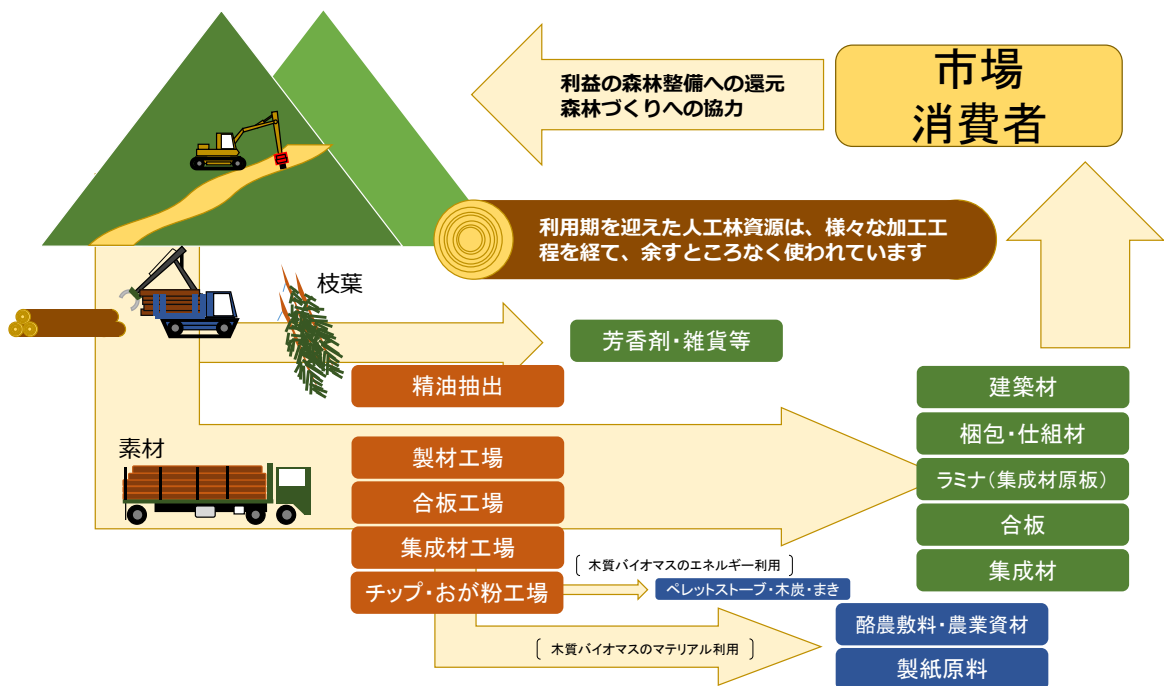
多面的機能の高度発揮を目指した森林づくりのための取組	
	・釧路市森林整備計画に基づき、私有林の森林経営に対する指導と助言を行います。 ・森林所有者等の計画的な森林経営を支援するとともに、森林経営計画の認定事務を行います。 ・「伐採及び伐採後の造林に関する届出」制度の適切な運用を行います。 ・森林所有者等が行う植林や間伐を推進するとともに、道と連携して助成を行います。 ・森林づくりの推進に重要な林内路網の整備を推進します。 ・森林病害虫等による森林被害防止のための取組を行います。 ・エゾシカによる森林被害防止のための取組を行います。 ・林野火災の予消防のための取組を行います。 ・森林所有者等が地域で取り組む路網整備等の活動を推進するとともに、道と連携して助成を行います。 ・道が行う保安林の管理業務に協力し、保安林制度の適切な運用を行います。 ・道が行う治山事業の実施に協力し、山地災害の未然防止に取組ます。 ・道と連携し、林地開発許可制度の適切な運用を行います。 ・森林作業員の確保と就労の長期安定化を図るための取組を、道や事業体と連携して実施します。 ・森林内の植生状態や資源状況を把握するための現地調査を行います。 ・高性能林業機械化の促進に向けた取組を行います。 ・釧路市有林経営計画に基づき、釧路市有林の適切な管理を行います。
地域材の利活用のための取組	
	・釧路市有林経営計画に基づき、釧路市有林の適切な管理を行います。 ・公共施設整備において地域材を活用する取組を進めます。 ・地域材の強度・品質を把握するための調査を行います。 ・地域材の新たな活用分野を開拓するための製品開発に取組ます。 ・地域材の利用促進を図るための PR 活動を行います。 ・地域材を用いた木造建築を促進するため、工務店や設計事務所を対象としたセミナーを実施します。 ・木質バイオマスの利活用に向けた取組を進めます。
市民参加を促進するための取組	
	・市民参加による植樹活動を行います。 ・市民参加による森林の見学会を行います。 ・森林や木材をより深く知ってもらうための普及啓発イベントを行います。

5 将来目標

「森林都市くしろ」の実現に向けた取組が進展し、市民、森林所有者、事業者等の合意が得られる状況となった時は、FSC（注１）や SGEC（注２）などの森林認証や、釧路市産材のブランド化など、さらなる発展を目指した目標設定に向けた検討を行うこととします。

（注１） FSC（FOREST STEWARDSHIP COUNCIL） 乱伐の進む熱帯林を守る必要性から生まれた、世界的な規模の森林認証。

（注２） SGEC（SUSTAINABLE GREEN ECOSYSTEM COUNCIL） 人工林率の高さや小規模・零細な所有形態が多い我が国の実情に対応した森林認証。



釧路市における森林資源の循環利用

Ⅱ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、釧路総合振興局管内の中央から西にかけて位置しています。北部の阿寒摩周国立公園、南東部の釧路湿原国立公園と2つの国立公園があり、北西部の道有林を主とした森林地帯、南東部の住宅地域にある天然記念物の春採湖など、豊かな自然に恵まれています。北部の山並みを水源とする阿寒川・音別川を中心として耕作地が開け、農村地域の集落が形成されています。

本市の総面積136,329haのうち森林面積は100,571haで総面積の約74%を占めます。民有林面積は59,894haで、その内訳は、道有林14,572ha、市有林4,458ha、私有林等40,864haとなっています。そのうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は14,458haであり、人工林率24%で全道平均27%よりは下回っています。

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題があります。

(1) 武佐・高山地区は、住宅地の中に「武佐の森」と呼ばれる森林があり、森林とのふれあいの場として市民に活用されています。また、住民参加の森づくりの場としても期待されています。高山地区は天然林広葉樹が多くを占めており、森林資源の保全に努めていくことが重要です。

(2) 新野・美濃・山花・鶴丘・桜田地区では、酪農を中心とした農業が展開されており、新野・山花にある防風保安林は、農地の保全のためにも重要となることから、今後、保育・間伐を適正に実施していくことが重要です。

(3) 青山・駒牧地区は地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などのおそれがあるとともに、下流域に農地があることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められています。

(4) 阿寒湖温泉地区は、道内有数の観光地であり、(一財)前田一步園財団所有の天然広葉樹林が広く存し自然景観に優れ、特に阿寒湖周辺は、水質や湖の生態系維持の観点から、広葉樹の保全等に対する意識が高くなっています。また、近年エゾシカによる立木に対する食害が深刻な状況にあり、その対策について関係機関と連携を密にしながら検討し、野生生物との共存を図っていくことが必要です。

(5) 布伏内地区は、伐採後に植林されない、いわゆる放置林分の増加を防ぐ対策を進めることが課題です。また、阿寒本町地区の水源地域となっているため、水源涵養機能を増進させる森林施策を進める必要があります。

(6) 徹別・仁々志別地区は、酪農業が盛んな地区であり森林を伐採し、砂利採取後に草地造成をする林地開発行為が行なわれる事が多い地域です。よって国土保全の観点から、計画的な土地利用を推進することが重要です。

(7) 阿寒本町地区は、住宅地として土地の開発が進んでいる地域です。住宅地周辺の森林に

については、地すべり等の災害が発生しないよう山地災害防止機能を増進させる必要があります。

(8) 本流・尺別地区は戦後カラマツを中心とした造林が盛んに行われており、齢級構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。

(9) ススキ別・霧里地区は天然生の広葉樹林が広く存し渓谷等の自然景観に優れ、また茶安別地区においては、キャンプ施設の整備及び森林公園等によるふれあいの場として活用が期待されています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化、さらに急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化を考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施により、健全な森林資源の維持造成を行います。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備を検討するとともに、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害の防止に努めるとともに森林GISの効果的な活用を図ることとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

当市における森林について、地域ごとの特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、水源涵養林においては、水道取水施設上部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」に、また保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められ

る森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能		
	森林の区域	
	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能		
	水源涵養林	
	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	(水資源保全ゾーン)	
	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能		
	山地災害防止林	
	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び裸地化を回避するよう推進する。また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の

		施設の設置を推進する。
快適環境形成機能		
	生活環境保全林	
	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能		
	保健・文化機能等維持林	
	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 なお史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	(生物多様性ゾーン・水辺林タイプ)	
	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生回避を図る施業を推進する。
	(生物多様性ゾーン・保護地域タイプ)	
	原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能		
森林の区域		
望ましい森林の姿		森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能		
木材等生産林		
林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。		木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
(特に効率的な森林施業が可能な森林)		
特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。		特に木材等の林産物を持続的、かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や、皆伐に伴う裸地面積の縮小・分散を図るよう努めることとします。

イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法または文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業に努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、道、国等の関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う施業・経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成と確保、木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域の産業形態やエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可

能性等を含めた木材需給の動向を考慮し、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図る上での課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

Ⅲ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採については、Ⅱの2「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本市における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準に、次のとおり定めます。なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、標準伐期齢は森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹種		林齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	ヤナギ ^{（注1）}	5
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 ^{（注2）}	25

（注1）市長が認める敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るために短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安施設並びに公益的機能別施業森林は除きます。

（注2）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）立木の伐採のうち主伐については更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離等の社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ適切な伐採区域の形状、一

箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所あたりの伐採面積は原則として20ヘクタールを超えないこととし、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合となるよう伐採することとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）となるよう行うこととします。

なお、択伐にあたっては森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率によることとします。

（2） 主伐にあたっては、伐採跡地が連続するような場合には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を間に確保し、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

なお、伐採の対象とする立木は標準伐期齢以上であることを目安として選定することとします。

（3） 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等に配慮することとします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林においては、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

（4） 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残するよう留意し、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案するとともに下層木に十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間をもって行うこととします。

（5） 集材路の作設や集材路からの搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け林整整第1157号林野庁長官通知）に即して実施することとします。

3 その他必要な事項

(1) その他伐採に関する留意事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は林地崩壊や生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めることとします。

(ア) 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

(イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

(ウ) 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合には必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合で降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採や搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど、時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなど希少鳥類の営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間に配慮し、伐採の内容や時期を調整することとします。

(2) 集材路に関する留意事項

集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込の作業等を行う場所といい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。又は立木の伐採・搬出にあたっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に即した方法により伐採を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Ⅱの2の森林整備の基本的な考え方等を踏まえ、適切な森林整備の方法により、人工造林を行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本とし、また地域における造林種苗の需給動向や木材需給等に配慮し、次のとおり定めます。

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

人工造林の対象樹種
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）・トドマツ・エゾマツ・アカエゾマツ・グイマツ・ヤチダモ・カツラ・カンバ類・ドロノキ・ハンノキ・ミズナラ・その他郷土樹種

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、樹種を選定は幅広く検討します。特に河川沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、広葉樹の積極的な植栽に努めることとします。

なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽について検討することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害や病虫害に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林や山地災害防止林などは、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は次のとおり春または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を

大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

植栽時期	樹種	植栽時期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	～6月上旬（阿寒湖温泉地区は6月中旬）
	その他	～6月中旬
秋植え	全樹種	9月中旬～11月下旬

（オ） コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の（2）のアの（エ）の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

（カ） 植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他 針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	—

（カ） 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期は（エ）の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けを行うこととします。

イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。 ↓ カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり2,000本とすると、 $2,000 \times 0.3 = 600$ となり、カラマツをhaあたりおおむね600本以上植栽することとなります。
--

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

（４）その他必要な事項

効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入による低コスト化に努めることとします。

２ 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うものとします。

（１）天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ナラ類、カンバ類、シナノキ バラ科、ヤナギ科 等	
ぼう芽による更新 が可能な樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、カツラ、ナラ類 等	

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

（３）で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に５０ｃｍ程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注１）の稚幼樹等（注２）が、幼齢林（注３）では成立本数が立木度（注４）３以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注５）に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ周辺の植生の草丈に５０ｃｍ程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度３以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によることとします。

（注1）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数} \times 10 \quad (\text{注6})$$

（注5）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注6）期待成立本数とは、天然更新をすべき期間が満了した日における天然更新すべき本数の基準で、樹種や階層により異なります。

○広葉樹

階層	上層	中層	下層
期待成立本数	300本/HA	3,300本/HA	10,000本/HA

○針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる。）

階層	上層	
期待成立本数	カラマツ	300本/HA
	その他針葉樹	600本/HA

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林。（標準伐期齢に達した天然林。）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの。

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきまたは植え込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じて補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日

から起算して5年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業または植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。天然更新が期待できない森林とは、現況が針葉樹人工林であり、母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、公益的機能別施業森林における水源涵^{かん}養林のうち、水資源保全ゾーンとして指定した森林については、良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採後は植栽により機能の早期回復を図るため、次のとおり指定します。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域（林・小班）	参考
3017林班 — 1小班	水資源保全ゾーン
3018林班 — 1～16, 18～21, 23～42, 49, 57～59小班	
3020林班 — 1～8, 10, 13～15, 18小班	
3023林班 — 3～5, 7, 9～14, 16～22小班	
3024林班 — 1～28, 30～37小班	
3025林班 — 1～9, 11～33, 41小班	
3026林班 — 全域	
3027林班 — 13～25, 32小班	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によることとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によることとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)における「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうつ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採後一定の期間内に林冠がうつ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造を維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

保育コストの低減や労働災害の防止のため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次のとおりとします。

樹種（生産目標）						
施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
	初 回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）（一般材）						
植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	19	26	33	42	-	・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：7 年 ・標準伐期齢以上の森林における間伐間隔：8 年
トドマツ（一般材）						
植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	20	27	35	44	-	・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：8 年
アカエゾマツ（一般材）						
植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	22	30	38	48	62	・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：10 年

※「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

※植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

(1) 下刈り

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適切な時期に適切に除去することとします。

なお、植栽樹種以外であっても、その生育状況や森林の有する公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることも検討します。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することとし、除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。

【標準的な実施時期】

作業 種別	樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		植栽										
下 刈	カラマツ	春	↔									
		秋		↔								
	トドマツ	春	↔									
		秋		↔								
	アカエゾマツ	春	↔									
		秋		↔								
作業 種別	樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		植栽										
除 伐	カラマツ	春			△							
		秋				△						
	トドマツ	春						△				
		秋							△			
	アカエゾマツ	春						△				
		秋								△		

※カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

注) 下刈は、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。
年 2 回の下刈は、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第 4 公益的機能別施業森林の整備等に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林です。

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、住民の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置づけ、山地災害防止林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内的の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であることから、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を発揮する森林として取り扱うこととします。

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源^{かん}涵養林）

ア 区域の設定

水源^{かん}養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源^{かん}地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表 2 のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）
土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により人命や人家等施設への被害のおそれのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝、天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとします。

公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により伐採後もこれらの機能が確保できる森林については長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表 2 のとおりとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能

の評価区分が高い森林で自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が緩やかで路網からの距離が近い森林を、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域として定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めるものとします。

（２）施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林について、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で計画的に伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ（グイマツ交配種を含む）	50 年	中庸仕立て	34cm
トドマツ	55 年	中庸仕立て	27cm
アカエゾマツ	75 年	中庸仕立て	30cm

３ その他必要な事項

本市の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1 の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

（１）水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源^{かん}涵養林のうち属地的に水源^{かん}涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において特に水質保全上重要であり、伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、別表 1 のとおり定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第 9 号）第 17 条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林班単位で定めます。

イ 施業の方法

1 の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表 2 のとおり

定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩壊、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として、別表 2 のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

（２） 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与えるおそれのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等の特に保全が必要と認められる森林について、河川の両岸、湖沼周辺から原則 20 m 以上の区域を生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）として別表 1 のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として、別表 2 のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路、集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとします。

（３） 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林及び特に保護地区として保全が必要と認められる森林について、生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）として別表 1 のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として、別表 2 のとおり定めます。

施業にあたっては伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

（４） 施業実施協定の締結の促進方法

緑化活動その他森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動法人等の活動においては、1 または 2 で定めた施業の方法により施業が進められ、または機能の発揮がより期待される取組等について、施業実施協定を締結し、森林の施業及びそのために必要な施設の設置等を支

援していくことを検討します。

(5) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における一般民有林の森林所有者は、5ha 以下の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の 45%、その所有面積は 1,007ha となっています。これは本市の一般民有林面積の 2%を占めるものであります。また、一般民有林のうち人工林が 13,057ha あり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合やその他林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を行うこととします。

また、意欲ある森林所有者・森林組合・民間林業事業体への長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報整備と提供、森林組合等による提案型施業の普及・定着の促進のほか、面的にまとまった共有林や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等による森林の所有・経営の円滑化を推進することとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営を受託する際には、受託者である森林組合や林業事業体と森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図ることとします。

また、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことも検討し、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

なお、制度活用にあたっての意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと考えられる森林を対象として実施するよう努めることとします。

５ その他必要な事項

該当なし

第６ 森林施業の共同化の促進に関する事項

１ 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模所有者（５ha 未満）の森林施業を計画的、重点的に行うため、市は森林組合と連携し、集落単位で森林施業の集約化を図っていけるよう、小規模所有者や地域関係者に対して積極的な普及・啓発活動を行うこととします。

２ 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及びこれに必要な作業路網等の設置及び維持管理等を内容とする施業実施協定の締結について検討することとします。

また、共同による森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など、森林管理の適正化を図ることとします。

３ 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- （１） 一体として効率的に施業を実施するために必要な路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関して必要な事項をあらかじめ明確にすることとします。
- （２） 共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすることとします。
- （３） 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすることとします。

４ その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位（路網密度）：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°未満）	車両系作業システム ^(注1) CTL型作業システム ^(注2)	200以上 100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°未満）	車両系作業システム CTL型作業システム	100以上 85以上	25以上
急傾斜地（30°以上）	架線系作業システム ^(注3)	20<15>以上	20<15>以上

（注1）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラブ、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

（注2）「CTL（CUT TO LENGTH）型作業システム」とはハーベスタ、フォワーダといった車両系の林業機械が林内を走行し作業を行うシステム。短幹集材とし、システムの特性上施業地の傾斜は概ね20°を上限とする。

（注3）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

（注4）「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化などにより育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、作業の安全性を確保するとともに、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラブ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材（木寄せ）	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°未 満)	ハーベスタ	ハーベスタ【短幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
	ハーベスタ	グラップルローダ・トラクタ 【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ (ハーベスタ)
	フェラーバンチャ	スキッダ 【全木集材】	ハーベスタ・プロセッ サ	グラップルローダ (ハーベスタ)
	フェラーバンチャ	グラップルローダ・トラクタ 【全木集材】	・ハーベスタ・プロセッ サ	グラップルローダ (ハーベスタ)
中傾斜地 (15°～30° 未満)	ハーベスタ	ハーベスタ・グラップルローダ 【短幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
	チェーンソー	グラップルローダ・トラクタ 【全木集材】	ハーベスタ・プロセッ サ	グラップルローダ (ハーベスタ)
急傾斜地 (30°以上)	チェーンソー	スイングヤード【全幹集材】	チェーンソー・ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ)

※（ ）は、前工程に引き続き同一機種により実施するもの。

※【 】は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画の期間内に基幹路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定めます。

路網等整備 推進区域名	面積	開設予定 路線	開設予定 延長	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、「林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）」を基本として、道が定める「林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）」により作設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたって育成単層林として維持する森林を主体として、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位 延長：km 面積：ha

開設 拡張	種類	区分	路線名	箇所数 (延長)	利用区域 面積	①	②	③
開設	自動車道		新野	1				
開設	自動車道		川西	1				
開設	自動車道		奥尺別	1				
開設	自動車道		カマハツ 第1支	1				
開設	自動車道		上舌辛	1				
拡張	自動車道 (改良)		庶路青山	1				
拡張	自動車道 (改良)		古丹霧里	1				
拡張	自動車道 (改良)		本流川島	1				
拡張	自動車道 (改良)		尾札辺	1				
拡張	自動車道 (改良)		霧里	1				
拡張	自動車道 (改良)		茶安別	1				
			小計	11				

① 前半5年間の計画箇所 ② 対図番号 ③ 備考

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について（平成8年5月16日付け8林野第158号林野庁長官通知）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、「森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）」を基本として、道が定める「森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）」により作設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう、適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

高性能林業機械を活用した作業システムの構築にあたっては、植栽・保育等の段階から機械化の推進を念頭に置いた施業を進めていくことが重要です。このため、地域の森林組合、造林業者、素材生産業者等と連携し、高性能林業機械化の導入に適した森林施業のあり方に関する検討を進めていきます。

第8 その他森林の整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 人材の確保・育成

新規の林業就労者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など研修制度の充実に向けた取組、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着の取組や就労の長期化を促進するための取組などに対して支援を行い、人材の育成及び確保を図ります。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援します。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の雇用を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化を進めて経営の体質強化・高度化を図ることが求められています。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や、森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援します。

その他に、国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林施業のため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進することとされており、これを受けて北海道により「北海道林業事業体登録制度」が創設されたところです。

本制度を本市においても活用することとし、森林所有者等が森林施業を林業事業体に委託して実施するにあたり、本制度により登録・公表された事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるように周知するとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒・枝払い・玉切り作業、フォワーダ等による集材作業による効率的な作業システムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

(1) 林業機械化の促進方向

本市の人工林は7 齢級以下が 40%を占め、保育、間伐等の森林施業が重要となっていますが、一方で標準伐期齢以上の人工林も 40%を超え、本格的な主伐期を迎えつつあります。また、市内

人工林は比較的緩傾斜な地形状に所在するため、高性能林業機械による作業が展開しやすく、その導入も一定程度進んでいるところです。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、安全性の確保、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るため、林業機械化は必要不可欠であり、重要な課題となっています。

このようなことから、高性能林業機械を主体とする機械化推進の取組を次のとおりとし、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

- ① フォワーダ、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入促進
- ② 間伐推進のための林内作業車、集材機等の導入促進
- ③ 植栽・保育等森林施業の機械化の推進
- ④ 高性能林業機械の性能を発揮するための路網整備

（２） 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状（参考）	将来
伐倒		チェーンソー	ハーベスタ フェラーバンチャ
造材		チェーンソー	ハーベスタ プロセッサ
集材		林内作業車 小型集材器	グラップルローダ フォワーダ
造林保育等	地拵 下刈	チェーンソー 刈払機	車両系地拵機 車両系刈払機
	枝打	入力	リモコン自動枝打機

（３） 林業機械化の促進方策

主伐期を迎える人工林が増している中で、生産供給体制の整備と森林施業の合理化は必要不可欠であることから、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及、共同利用体制の整備を推進します。また、高性能林業機械のオペレーター育成のため研修会等への積極的参加等を推進します。

３ 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であります。

地材地消の推進にあたっては、地域材の利用に向けた地域住民への普及啓発活動による需要促進を図り、また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき策定した「釧路市地域材利用推進方針」（平成２３年１０月策定）に即して、公共建築物における積極的な木材・木製品の利用、住宅用建築材、木質バイオマスの積極的な活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進します。

このような需要に対して地域材を安定供給するため、木材流通の合理化、木材産業の体質強化の推進に努めることとします。

４ その他必要な事項

（１） 里山林等の保全・整備・利用の推進に関する事項

本市の森林は本市面積の 74%を占めていますが、住宅地の開発などにより、身近にある貴重な自然が徐々に失われつつあります。里山林は、身近な生き物の生息・生育の場となっているとともに、地域住民に憩いの場を提供しています。

このため、自然と調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを目指して、身近な里山や都市近郊林が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者と市民の連携・協力のもとで、森林の整備・保全・利用活動を一体的に推進していけるよう努めます。

IV 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等から食害・剥皮等の被害がある森林及びその周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、エゾシカによる被害を防止する措置を講じるべき森林として、次のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報、その他エゾシカによる森林被害または生息情報により補正することとします。

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
エゾシカ	1～63	全域	5282.39
	1001～1156	全域	18,972.14
	3001～3257	全域	21,031.08

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
エゾシカ	60～118	全域	14,571.96

(2) 鳥獣害の防止の方法

エゾシカ被害に対しては、人工林及び人工植栽の予定地を中心に、侵入防止柵の設置と維持管理、忌避剤の散布、枝条巻き、あるいは現地調査による森林のモニタリングや巡視、わなによる捕獲など、効果を有すると考えられる方法を単独または組み合わせて実施することとします。なお、侵入防止柵については設置後の改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図ることとします。

被害防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策との調整を図りながら進めることとし、森林内における効率的な捕獲技術の開発等については関係団体等と連携するなど、総合的な対策を講じることとします。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域におけるエゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかを把握するため、現地調査や情報交換の場を設け、また、林業関係者や森林所有者等からの情報収集等を行うことに努めることとします。また、食害のおそれのある地域における造林樹種の選定にあたっては、アカエゾマツなどの嗜好性の低い樹種の植栽も検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除又は予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、釧路市では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見に努めるとともに、本市と釧路総合振興局等の指導機関及び関係団体等と連携し、早期防除に努めることとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) 野ねずみによる森林被害はエゾヤチネズミによるカラムツの食害が主であることから、カラムツの植栽を行う際は野ねずみの生息場所となる枝条のたい積を避け、また、発生動向等も踏まえて殺鼠剤の散布や防鼠溝を設置するなどの対策に努めることとします。

(2) 森林の保護にあたっては、野生鳥獣の生息を確認した場合、生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮するよう努めることとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、市の広報誌等において普及宣伝を行うとともに、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施します。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、入林者に対する注意を喚起するため、山火事注意旗を危険が予想される場所に掲揚します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林における火入れを実施する場合は「釧路市火入れに関する規則（平成17年10月11日釧路市規則第203号）」に基づき、風向きなど気象条件に十分配慮し、適切に実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし。

(2) その他

気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めること
とします。

V 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

VI その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、釧路市森林整備計画の達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

ア Ⅲの第2の3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ Ⅲの第4 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ Ⅲの第5の3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IVの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域	林班	区域面積 (ha)
北斗地域	5 4	3 8 5 . 8 7
下仁々志別地域	3 2 0 2	3 7 2 . 1 1
	3 2 0 4	
	3 2 0 6	
	3 2 0 7	
	3 2 0 8	
武佐・高山地域	5 6	2 5 5 . 8 7
	5 7	

2 生活環境の整備に関する事項

少子高齢化が進行する現状で、農林水産業をおもな産業とする本市でも担い手の不足は課題となっており、地域のコミュニティや経済の活性化を図っていくために、今後も若者やU J I ターン者等を積極的に受け入れ、必要となる生活環境施設の整備に努めます。

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

本市は、多くの魅力や可能性を秘めており、こうした地域固有の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら、まちづくりを進めていく必要があります。

なかでも豊富な森林資源を背景とした林業・木材産業の振興を地域経済の活性化につなげるため、産業の育成や就業の場の創出を、行政と市民さらには企業・団体など多様な関係者が一体となって検討していくとともに、地域材の高付加価値化と普及 P R、地域材の供給コストの低減や安定供給、流通の見直し等に積極的に取り組んでいくものとします。

森林整備においても、市民の多様なニーズに応じた森林整備を、森林所有者等の理解と協力の下に計画的に推進するとともに、インフラ整備を進め、魅力ある地域社会を構築していくものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

市内には、市民が森林と気軽にふれあう場が整備されており、森林浴、散策、キャンプなどに利用されています。

市では今後とも森林及び付帯施設の整備・維持管理に努めます。

施設名	所在	施設概要
山花公園	山花・阿寒町仁々志別	動物園・温泉・キャンプ場・市民農園・乗馬施設等
あかんランド丹頂の里	阿寒町上阿寒	キャンプ場・温泉・市民農園・パークゴルフ等
憩いの森	音別町茶安別	広場・遊歩道・東屋・遊具・キャンプ場等
ふれあいの森	音別町茶安別	作業場・遊歩道・広場・溪流路等

5 市民参加による森林の整備に関する事項

(1) 市民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度化・多様化しており、市民の理解と協力のもと、市民のニーズに応えた多様な森林整備をしていく必要があります。

このため、市が立案する森林・林業関連計画については、「釧路市民意見提出手続条例（平成19年3月11日）」に基づき適切な市民意見の集約を行うとともに、釧路市ホームページや広報くしろを通じた情報提供、住民説明会・意見交換会の開催等により市民の意見を積極的に反映していくものとします。

また、森林における様々な体験活動を通じた森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、市民が自由に利用できる森林の確保に努めるとともに、教育・福祉・保健・観光等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用に向けた検討を進めていきます。

また、市民との協働による森林づくりを進めるためには、森林の有する多面的機能の効用を享受している市民の森林整備・保全及び利用に対する理解が不可欠です。このことから、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組を通じて、森林整備・保全及び利用に対する市民の理解の促進に努めることとします。

【主な取組】

- ① 市民参加による森林づくり活動の推進（枝打ち、植樹）
- ② 市民を対象とした森林見学会等の推進
- ③ 木育の推進

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市は山村から都市にいたる多様な地域を包括する自治体であり、森林資源の活用による地域活性化を図るためには、上下流の有機的な結びつきによる取組が必要であることから、上下流の市民に対し、森林づくりに参加してもらうように積極的に働き掛けることとします。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保や森林について学ぶことができる場所の整備等、青少年の学習機会の確保に努めるものとし、また、子供のころから木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを学ぶ「木育」を進めます。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は許可または届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、釧路市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、20haを超えないものとします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10haを超えないものとします。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持または強化を図る必要があるものについては20haを超えないものとします。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

a 間伐をすることができる箇所は原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は表1により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

【表 1 特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種特別地域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。 ② 択伐率は蓄積の 10 %以内とします。
第 2 種特別地域	(1) 第 2 種特別地域内の森林の施業は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の 30 %以内とし、薪炭林においては 60 %以内とします。 (5) 特に指定した風致林については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。 ① 一伐区の面積は、2 ha 以内とします。 ただし、疎密度 3 より保残木が多い場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設地区等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区を拡大することができます。 ④ 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散させなければなりません。
第 3 種特別地域	第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限は受けないこととします。

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表 2 のとおりとします。

【表 2 その他の制限林における伐採方法】

区分	制限内容
その他制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の 30 %以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう原則択伐とし、皆伐を行う場合の伐採面積は 1 ha 未満とします。 (4) 史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、釧路総合振興局等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

「環境の世紀」といわれる 21 世紀を迎え、地球温暖化防止等の地球環境を考えると、自然と人との共生の社会を実現していかなければなりません。人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを推進していくものとします。

【重点的課題】

- ・森林・木材産業の活性化の推進
- ・荒廃地、原野等への植林の推進
- ・森林ボランティア等の活動の促進
- ・森林環境教育の実施

Ⅶ 地域材等の利活用の促進に関する事項

森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で加工・利用する「地域材利活用」に取り組むことが重要です。このため、市民への普及啓発活動や、木材加工業者・工務店・設計会社等との連携に取り組む必要があります。

地域材利活用の推進にあたっては、住宅用建築材をはじめ、公共施設等への木材・木製品の利用や、木質バイオマスの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化も必要です。

このため市では、2011年（平成23年）10月12日に策定した「釧路市地域材利用推進方針」に基づき、地域材の利活用にに向けた総合的な取組を推進することとします。

また、特用林産物については、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を釧路の新たな資源としての活用を検討していきます。

（参考）釧路市地域材利用推進方針

釧路市地域材利活用推進方針

平成23年10月12日 策定

釧路市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、釧路市内の森林から産出された木材（以下、「地域材」という。）の公共建築物等における利用の促進を図るために必要な事項を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の方向

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

公共建築物での地域材の利用を促進することは、地域の林業・木材産業の活性化と適切な森林整備を進めるうえでも極めて重要である。

本市は、阿寒、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、ヒブナの生息地として天然記念物に指定されている春採湖など、貴重で豊かな自然に恵まれている。なかでも行政面積の74%を占める森林は、木材の生産のみならず、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や水源のかん養などの多面的機能を有しているほか、四季折々の美しい景観により安らぎを与えてくれる貴重な財産となっている。

しかし、木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えている林業及び木材産業等は、担い手の高齢化や木材価格の低迷などから事業活動が停滞し、一方で伐採の増加に造林が追いつかず伐採跡地が増加するなど、森林の有する公益的機能の持続的発揮や、木材の安定供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山

村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を市民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について市民の理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの市民の利用に供される公共建築物において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業施設、工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の方向

公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図るものとする。

(1) 市の役割

市は、自らが整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用について、より効果的な促進に努めるものとする。

また、国・道などの関係機関、林業・木材産業関係者、地域住民等と連携しながら、地域材の利用に向けた体制整備に努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

市以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、市が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給に努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進にあたっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、市が講ずる関連施策に協力しつつ、釧路市森林整備計画に従った適切な森林施業、及び間伐材や合法性等の証明された地域材の円滑な供給に努めるものとする。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業に供される建築物が含まれる。

(2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用にあたって、市は、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用にあたって、市は、特に第2の4の「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲」に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、市、道、国の補助事業等により整備される建築物についても地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される備品・消耗品についても、地域材をその原材料として使用した製品（以下「地域材製品」という。）がある場合は、その積極的な利用に努めるものとする。

(3) 木質バイオマスの利用の促進

市は、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を促進するため、木質バイオマスの安定的な供給の確保について検討を進める。

3 市の取組

市は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、釧路市有林における適切な森林整備を通じた材の供給、設計者や技術者の人材育成、市民に対する普及啓発、関係機関と連携した商品開発、地域材供給体制の整備など、効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発や、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

第3 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する事項

1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、市は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者と連携して、林内路網の整

備、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有、地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また市は、法第 10 条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や、地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また市は、釧路工業技術センター等の機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第 4 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

市は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、市は、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅等の建築に関する普及啓発、地域材による住宅等を建築する人材の育成に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

市は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、地域材製品の利用に努めるものとする。

3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、本市の基幹産業の一つであり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、市は、畜舎やエゾシカ侵入防止柵などの農業用施設における低コスト化や、地域材利用の優位性を発信することなどにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

4 木質バイオマスの利用の促進

市は、市民への木質バイオマス利用の意義の普及啓発や、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用について、効率的な集荷システムや安定供給体制の構築に向けた検討を進める。

第 5 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する事項

1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等

によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備にあたっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における地域材利用の検討体制

林業・木材産業関係者と市で組織する「釧路森林資源活用円卓会議」において、公共建築物等における地域材利用のための総合的な検討を進める。

第6 地域材以外の木材・木質バイオマス利用に関する事項

公共建築物等における木材・木質バイオマス利用等にあたっては、地域材の利用を最優先とするが、地域材の調達が困難な場合は、運搬における二酸化炭素の排出抑制や持続的な森林経営の推進に配慮し、釧路市近郊産木材や北海道産木材、森林認証材等の優先的利用に努めるものとする。

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

振興局 13：釧路 市町村 03：釧路市

【一般民有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源涵 ^{かん} 養林	42	7、10	0.44
	1007	1～6	50.72
	1015	1～30、36	87.86
	1016	全域	63.52
	1017	1～16、22	105.32
	1019	1～10、13	121.16
	1020	11、12	0.88
	1021	3、4、8～14、19～23	89.88
	1022	5～18、21、29～34、36	101.22
	1023	1～17、20～26	132.64
	1024	全域	97.32
	1025	全域	137.12
	1026	4、7～10	78.32
	1051	9～13	67.40
	1052	全域	79.48
	1062	1、7、9～12	53.27
	1063	全域	89.64
	1064	全域	90.52
	1065	全域	201.28
	1066	全域	119.52
	1067	全域	173.57
	1068	1～3、18～21、23～56	207.66
	1081	3～5	45.44
	1083	2、3	55.72
	1102	2～4	160.56
	1103	1～5	161.92
	1104	1、2、4、5、9～11	79.52
	1155	1、2、32	5.20
	3013	全域	81.41
	3014	全域	75.84
	3015	全域	47.88
	3016	全域	76.81
	3017	全域	90.76
	3018	全域	32.53
	3019	1～12、14、21、22	74.64
	3020	1～8、10、13～15、18	42.68
	3021	1、44～47、50、71	10.11
	3022	全域	78.07
	3023	全域	72.96
	3024	全域	70.36
	3025	1～9、11～33、41	59.31
	3026	全域	41.85
	3027	全域	61.89
	3028	1～20、22～24、27～30、33、35、36、52～54、56～60、66～69、74、76～82	43.54
	3029	1、2、22～26、38	27.92
	3030	全域	47.24
	3031	全域	80.32
	3032	全域	82.88

3033	5～8、21、22、25、28、30	17.78
3034	全域	42.11
3039	11、12	0.88
3049	1～6、21	42.92
3052	全域	29.33
3053	全域	15.32
3055	2～11、13、14	86.18
3064	全域	55.54
3065	全域	49.08
3066	全域	67.32
3067	全域	57.88
3068	全域	57.38
3069	全域	32.94
3070	全域	61.56
3071	全域	60.68
3072	全域	69.24
3073	全域	76.18
3121	4、5	3.79
3122	9、10、17、19	26.23
3123	8～16、21、22	74.52
3124	3～14	60.07
3125	全域	112.42
3126	全域	63.50
3127	全域	108.60
3128	全域	100.79
3129	全域	83.46
3130	全域	117.62
3131	全域	117.50
3132	全域	119.15
3133	全域	77.66
3134	全域	98.78
3135	全域	86.31
3136	全域	85.42
3137	2～6	79.33
3138	8～15	57.80
3139	4～11	63.72
3140	全域	87.34
3141	全域	88.39
3142	全域	126.91
3143	全域	88.42
3144	全域	85.60
3145	2～8、10	80.43
3146	2～15	114.68
3147	1～4、6、7	101.22
3148	1～3、5～8	51.52
3149	3～9	54.44
3150	全域	127.37
3151	1～3、5～8	69.17
3152	全域	90.37
3153	全域	124.06
3154	全域	14.99
3155	全域	40.12
3156	全域	49.64
3157	17、18、33、45～63、65～67、72～80、82、84、85	101.69

	3158	1、3～7	31.10
	3202	全域	68.72
	3203	全域	95.28
	3204	1～3、6～11	68.52
	3205	1～5	20.80
	3206	3～5、8～21	40.41
	3207	6、10、11	29.32
	3208	全域	67.72
	3240	全域	116.21
	3241	全域	82.08
	合計		8,331.61
山地災害防止林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	30	11、34	7.16
	31	17	0.04
	32	1～4、9、10	55.55
	33	2～10、13、14	60.67
	34	全域	86.39
	35	全域	66.60
	36	全域	63.97
	37	全域	109.22
	38	全域	61.34
	60	21～24、29、30	2.28
	1003	47、53	2.25
	1006	4～23、25～29	61.08
	1008	4～6、17、25～27、41、43	13.48
	1009	1、2、4～6、9、11、15～25、28、29、35～39	117.90
	1010	48、49、58	5.24
	1011	39～47	46.31
	1012	18	4.92
	1014	11、19、21～25	4.20
	1015	31～35	1.04
	1017	17～21	1.52
	1021	1、2、5～7、15、24、25	42.09
	1022	1～4、19、20、22～28	25.07
	1023	18、19	1.40
	1032	2、4、6、10～15	25.08
	1033	4、6、7	15.64
	1034	1、2、4、8	11.16
	1035	6～13、15～19、21、22	32.88
	1036	2～6、9～12	40.78
	1037	53～58	1.96
	1039	22～25	4.05
	1041	18	1.26
	1044	13～15	4.67
	1045	5、6	3.26
	1047	19～24	6.04
	1053	11～13	2.13
	1056	12、13、23、24、32、41、55	17.40
	1059	11、12、20	1.44
	1070	7、9～11、13	46.09
	1071	1、3、6～8	57.44
	1072	1、2、22、23	4.46
	1073	1～6、12、13、15～17、20、21、23、26～32	29.58

1074	1~5、7、18、32~39、42、43、49、55、56	38.62
1075	1、2、4、6、7、46~49、51~53、60~62、64~69	61.94
1076	1~26、28、30~32、36~43、45~72	154.70
1077	2、9~11、13	16.56
1078	32~34	10.65
1079	33~37	1.28
1081	12~15、17、18	15.52
1084	6、7	1.24
1085	13~16	1.92
1086	8~10	5.16
1092	10~14	9.54
1094	19、23	4.45
1102	8	0.92
1103	6~11	15.04
1104	12、13	2.00
1105	7、8、10、13	27.46
1106	24~27、30、31、38	18.88
1108	73、74	0.56
1109	3~13、37~44、47~49	110.84
1114	30~33	10.74
1119	4、18、21~23、25、26、30~36、40、41、44、47~51、57~59、61~64	31.00
1133	6~8、11、18~22	11.38
1134	2~4、12~19、22~24	52.57
1137	3、7~11、20~23、35、36、78、88、89、91~93、118、121、125、126	43.37
1138	23~26、37~42、44、48、49、51~62、64、65、67、69~89、95、96、98~100、105~107、114、116~119	93.16
1139	66~72	1.76
1147	1~6、9~28	108.41
1148	1~3、5~7、9~11	61.55
1149	1~5、9~11	47.44
1150	1~8、10~14	78.33
1151	1~6、8、15~17、19~21	108.65
1152	1~5、9~14、16~19	104.40
1153	2~24	86.56
1154	3、5、6、8、10、12、14、19~28、30、33~41	67.55
1155	3、5、9、11、13~15、17、19~25、27~31、34~39	59.92
1156	11~15、20、23、24、29~32、37~45、49、50、55、58、61~68、72、73、75~80、82~84、86、87、89、90、92、94、96~99、101、103~105、110、111、113~115、117~119、121、124~131、138~140	64.20
3004	全域	90.75
3005	3、9、11、12、17~19、21~23、26~41、43、48~52、54~69、72~74	29.19
3006	全域	56.15
3007	全域	62.52
3019	17、18	5.08
3020	16、17	15.04
3025	10、34~40	3.69
3028	37~51、61~65、70、71	24.89
3029	3~21、27~37	84.68
3033	9~13、23、24、26、27	19.76
3041	6	11.52
3042	16、17、20、21、23、24、40~42、68~71、73、74、76~78、80~87	11.48
3047	30、34~37、41~43	10.24
3048	30~34	8.36
3051	42	3.36

	3054	25、84～86、89～92	4.66
	3159	88～90	1.20
	3160	1、2、17～19	20.32
	3164	2～6、14、33、35	4.60
	3166	7、12、16、21、23、25～27、29、30	30.88
	3168	20、22、23、33、47、48、54、55	12.99
	3183	9、10、12、13	1.40
	3227	1	12.01
	合計		3,198.08
生 活 環 境 保 全 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	1	全域	163.86
	2	全域	177.68
	3	全域	51.56
	4	全域	27.48
	5	全域	86.56
	6	全域	54.24
	7	全域	102.40
	8	全域	58.71
	9	全域	83.40
	10	全域	71.76
	11	全域	53.46
	12	全域	70.70
	13	全域	13.18
	14	全域	85.72
	15	全域	61.08
	16	全域	71.76
	17	全域	56.73
	18	全域	124.72
	19	全域	58.80
	20	全域	45.16
	21	全域	75.03
	22	全域	195.17
	23	全域	71.12
	24	1、2	35.60
	26	1、2、12～15	25.63
	27	全域	68.82
	28	全域	33.00
	29	全域	72.25
	30	1～3、5～10	39.22
	39	全域	199.98
	40	1～9、24～27、32～38、41、44、46、57～59、901～906	71.77
	41	全域	59.13
	42	1～6、8、9、12、15～19、22～26、30～33、36～49、52～54、56～58、60～62、64～67、69、70、72～74	75.41
	51	3、11	6.24
	56	全域	111.80
	57	全域	142.63
	58	全域	100.54
	59	全域	112.99
	61	全域	25.36
	62	全域	73.43
	63	全域	73.41
	1001	全域	75.04

	1002	全域	152.02
	1003	1～5、7～37、52、54～66、68、69、71、72	94.30
	1004	1、2、5～21、23～25、36、38～40、42～45、47～49	24.76
	1058	全域	161.27
	1059	1～10、13～19、21～26	198.55
	1068	12、13、15	1.20
	1142	全域	68.99
	1143	全域	94.35
	1144	全域	105.32
	1145	全域	104.52
	1146	全域	77.08
	1156	10	19.84
	3005	2、4、5、8	2.84
	3012	18、20～23、26、28、29	4.36
	3042	2、4～15、18、19、22、25～28、30、32～35、37～39、43～46、49～51、53～57、59～64、72、75、79	51.50
	3048	9～17	5.08
	3051	102～109	9.60
	3057	71～81	12.52
	3062	52	2.32
	3063	79～84	4.27
	3157	68～71、81	5.24
	3159	75～80、86	14.44
	3161	95～97	4.08
	3169	1～12、16、17、24、62、70、71、73～84	47.95
	3170	11、13、27～31、33、34、36、38～44、47、66～69、73	39.66
	3171	13～15、19、24、25、27、37、39、47、49～51	36.48
	3172	全域	49.34
	3173	全域	45.44
	3174	1～5、7、9～14、20～22	56.05
	3175	3、4、6	13.41
	3179	2	0.32
	3180	3、4	21.08
	3181	全域	110.30
	3182	1、2、5、7、9、11、39	40.77
	3183	1、15、17、20、21	34.08
	3184	1～12、17～19	53.80
	3185	4～8、11、12、18～20、23、24、26、28、30、31、34、36	68.95
	3186	7、9、10、17、22、29	20.87
	3201	1～4、7、9、12、15～21、23～25	86.36
	3204	4、5	15.88
	3205	7	0.42
	3206	1、2、6、22	9.26
	3207	2～5、7～9、12、13	69.96
	3209	1～14、18～20、25、26、28～33	70.35
	3225	81～85	3.68
	3254	75～87、89～91、100	14.92
	合計		5,390.31
保健・文化機	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	40	23、28～30、40、42、43、47～51、53～56、60、61	74.83
	51	7～10、12～18	52.32
	52	6、8	2.12
	54	16、17、19、22～29、32、33、35、41、43～50、52～65、67～70、91～93	240.33

55	全域	117.24
60	2～5、8～13、16～20、25、26、28、31	22.21
1109	33～35	2.56
3074	全域	126.00
3075	全域	63.47
3076	全域	95.33
3077	全域	72.92
3078	全域	136.94
3079	全域	99.85
3080	全域	93.46
3081	全域	88.16
3082	全域	63.37
3083	全域	108.74
3084	全域	69.01
3085	全域	74.91
3086	全域	110.42
3087	全域	47.88
3088	全域	112.96
3089	全域	72.78
3090	全域	176.47
3091	全域	56.42
3092	全域	99.72
3093	全域	48.34
3094	全域	83.36
3095	全域	96.10
3096	全域	129.77
3097	全域	59.74
3098	全域	89.18
3099	全域	146.60
3100	全域	105.42
3101	全域	130.43
3102	全域	105.59
3103	全域	101.72
3104	全域	111.59
3105	全域	93.98
3106	全域	101.60
3107	全域	83.09
3108	全域	94.09
3109	全域	90.35
3110	全域	113.09
3111	全域	108.62
3112	全域	101.57
3113	全域	70.52
3114	全域	64.44
3115	全域	117.60
3116	全域	100.69
3117	全域	106.53
3118	全域	60.97
3119	全域	66.89
3120	全域	48.77
3121	1～3、6～18	93.60
3122	1～8、11～16、18、20～23	58.10
3123	1～7、17～20	37.50
3124	1、2	4.43

	3137	1	0.30
	3138	1～7	40.29
	3139	1～3	12.93
	3145	1、9	6.73
	3146	1	14.08
	3147	5	12.62
	3148	4	2.96
	3149	1、2、10	12.04
	3151	4、9	6.05
	合計		5,212.69
木材等生産林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	24	3～8	37.35
	25	全域	73.06
	26	3～11、16	42.23
	30	14、15、17、18、20～24、33	41.20
	31	1～4、6、8、10、13～16	75.58
	32	5～8	10.44
	33	11、12	1.24
	42	20	6.46
	43	全域	49.66
	44	全域	78.66
	45	全域	86.84
	46	全域	67.79
	47	全域	28.32
	48	全域	59.53
	49	全域	34.66
	50	全域	60.98
	51	1、2、5、6	40.28
	52	1～5、7、9	108.60
	54	1～10、12、13、15、30、34、36～38、71	145.54
	1003	38～46、48～51、67、73～78	85.64
	1004	26～33、35、46	18.72
	1005	全域	147.52
	1006	1、3、30	21.28
	1007	7	0.04
	1008	1～3、7～16、18～24、28～31、33～40、42、44～48	140.30
	1009	3、7、8、10、12～14、26、27、30～34	73.67
	1010	1～3、5、7、8、11～46、50～57、59、60	146.05
	1011	1～9、12～38	139.08
	1012	1～17	164.73
	1013	全域	105.18
	1014	1～10、12～18、20、26～31	96.81
	1018	全域	106.00
	1019	11、12	13.60
	1020	1～10	133.12
	1026	1～3、5、6、11	94.80
	1027	全域	86.72
	1028	全域	128.73
	1029	全域	135.61
	1030	全域	167.40
	1031	全域	91.86
	1032	1、3、5、7～9	55.44
	1033	1～3、5	76.60

1034	3、5~7	37.00
1035	1~5、14、20	50.92
1036	1、7、8、13	58.32
1037	1~10、12、15~20、22、23、25~38、40、42、45、46、50、51、59~70、501	218.83
1038	全域	143.76
1039	1~6、8~21、26~33	115.51
1040	全域	377.38
1041	1、4~17、19~22、25~29、31~35	120.28
1042	全域	168.43
1043	全域	78.80
1044	1~12、16~20	95.83
1045	1~4	122.50
1046	全域	130.10
1047	1~9、11~18、25~29	181.06
1048	全域	142.98
1049	全域	182.51
1050	全域	110.77
1051	1~8、14~17	68.00
1053	1~10、14	106.89
1054	全域	128.63
1055	全域	197.50
1056	1、2、6~9、11、14~22、25~31、34~39、42~53、56	127.68
1057	全域	127.52
1060	全域	186.67
1061	全域	224.73
1062	2、3	3.86
1068	4~11、14	43.52
1069	全域	40.12
1070	1~6、8、12	38.20
1071	2、4、5	30.01
1072	3、4、7~21	99.89
1073	7~11、14、18、19、22、25	7.95
1074	6、8~17、19~30、40、41、44~48、50~54、57	47.79
1075	3、5、8、12~17、19~24、28、30、32~34、37、38、40~43、50、55、58、59、63、70~85	60.12
1076	27、29、33~35、44	12.92
1077	1、3~5、7、8、12、14	45.92
1078	1~13、16、20、21、23	77.46
1079	1~32	174.84
1080	全域	87.38
1081	1、2、6~11、19	21.83
1082	全域	75.52
1083	1	14.96
1084	1~5	82.28
1085	1~12	109.88
1086	1~7、11、12	95.48
1087	全域	65.52
1088	全域	81.46
1089	全域	127.98
1090	全域	79.98
1091	全域	127.79
1092	1~9、15~19	141.37
1093	全域	158.83
1094	1~6、11、12、15、16、20~22、24、25、28、29	132.15

1095	全域	124.34
1096	全域	87.70
1097	全域	107.32
1098	全域	125.86
1099	全域	84.15
1100	全域	77.44
1101	全域	82.00
1102	1、5~7	5.80
1104	6~8	9.04
1105	1~6、9	68.52
1106	1~3、5~9、15、18~23、28、29、32~37、39、40	80.53
1107	全域	125.00
1108	1~5、8~13、15、17~19、21、23~26、30~32、34、42~44、46~51、54~60、62、64、66~72、75~77、81~85、100、102~119	165.63
1109	1、2、14~27、31、32、36、45、46	27.07
1110	全域	69.52
1111	全域	71.04
1112	全域	135.50
1113	全域	101.25
1114	1~12、15、17、18、20、23~29	67.92
1115	全域	128.90
1116	全域	144.36
1117	全域	152.40
1118	全域	124.95
1119	1~3、5~10、12~17、19、20、28、29、37~39、42、45、46、52~56、60、65~68	92.60
1120	全域	145.56
1121	全域	86.17
1122	全域	125.96
1123	全域	70.64
1124	全域	123.22
1125	全域	113.46
1126	全域	90.51
1127	全域	67.77
1128	全域	136.83
1129	全域	103.12
1130	全域	114.99
1131	全域	55.16
1132	全域	248.76
1133	1~5、9、12~17	54.83
1134	1、5~11、20、21、25	69.52
1135	全域	112.50
1136	全域	132.44
1137	1、2、4~6、12~16、19、24~31、33、34、37~77、79、81~87、90、96、99~101、104~107、109、114、117、119、120、122~124、128、129、132~140	128.69
1138	1、2、4~7、9~20、22、27~29、33~36、43、45~47、50、63、66、68、92、93、102~104、109~111、113、115、120	61.84
1139	1~12、14~18、20、21、25~65、73~80、82~99	155.19
1140	全域	171.60
1141	全域	148.20
1147	7、8、29、30	18.36
1148	4	12.22
1149	6~8	24.88
1150	9	44.68
1151	11~14、18、22、24、25	92.74

1152	6~8、21	17.96
1153	1	3.60
1154	1、2、4、7、11、13、15~18、29、31、32	56.80
1155	4、6~8、10、12、16、18、33	15.08
1156	6、16、17、81、93、132、134~137	19.79
3001	全域	62.52
3002	全域	38.15
3003	全域	101.21
3008	全域	25.98
3009	全域	43.09
3010	全域	119.52
3011	全域	116.39
3012	1~14、16、30~37、40~44	21.40
3021	2~33、36、37、39、48、49、56~70	81.73
3033	1~4、16~18、20、31~35	30.19
3035	全域	81.78
3036	全域	111.53
3037	全域	113.06
3038	全域	84.45
3039	1~10、13~21	78.88
3040	全域	109.10
3041	1~5、7~10	40.16
3043	全域	21.57
3044	全域	53.41
3045	全域	91.35
3046	全域	96.60
3047	1~4、9、11、12、15~17、21、22、25、26、31、38	22.58
3048	1~8、18~29、35~40	56.60
3049	7~12、14、16~20、22~27	17.36
3050	全域	49.44
3051	1~9、16~28、30、33~37、40、41、43、45~48、50、59~64、74~76、78~86、92、95、101、110	60.13
3054	1~4、6~24、26~28、30~32、35~38、42~56、64~71、73、76、77、80~83、87、88、93~96、101~108	94.77
3055	1、12	9.88
3056	全域	100.02
3057	1、3~5、9~16、19~21、25、32、37、38、40、41、43、48、50、53~55、63~68、82、83	40.34
3058	全域	48.43
3059	全域	65.12
3060	全域	104.24
3061	全域	164.08
3062	1、2、4~7、11~23、25、26、28、29、38、40~42、45、53~57、59、62、63	88.11
3063	1~11、14、15、18~23、26~30、32~39、41~43、49~55、57~78	66.17
3157	1~3、5~10、14、16、19~21、30、34、35、38、83	24.38
3158	13、14、16~19、21~24	14.80
3159	4~9、13~15、24~27、38、41~48、52~56、62、63、68、69	31.32
3160	3~9、16	26.05
3161	5~13、17~20、24~36、38~41、44~53、55、57、59~64、66~80、83~86、88~92、94、98~101、103~109	118.03
3162	全域	70.64
3163	全域	82.04
3164	1、7~13、15~22、24、26、28~32、34、39~54	89.12
3165	全域	95.69
3166	1~6、8~11、13、14、17、19、20、22、24、28、31	54.11

3167	全域	74.79
3168	1~19、21、24、25、27~32、34、36~39、41~46、49~53、56、62~64	78.73
3169	13~15、18~23、25~31、36、38~43、45~51、53~61、63~69、72	49.67
3170	1~10、12、14~26、32、35、37、45、46、48~59、61~65、70~72、74、75	60.00
3171	1~4、6~11、20~23、26、28~36、38、40~46、48、66~69	89.50
3174	6、8、23	6.57
3175	1、2、5、7~9	73.06
3176	全域	91.50
3177	全域	52.03
3178	全域	70.88
3179	1	50.20
3180	1、2	32.71
3182	3、4、6、8、10	11.80
3183	2~8、11、14、16、18、19、22~26	31.83
3184	13~16、20	26.68
3185	1~3、13~17、21、22、25、27、33、43	58.62
3186	1~3、5、12~16、18~21	66.32
3187	全域	59.08
3188	全域	63.12
3189	全域	41.52
3190	全域	62.90
3191	全域	111.95
3192	全域	87.94
3193	全域	154.36
3194	全域	85.05
3195	全域	73.60
3196	全域	57.12
3197	全域	83.28
3198	全域	119.48
3199	全域	66.29
3200	全域	87.95
3201	22	0.76
3207	1	2.32
3209	15~17、21~24、27、34~38	38.10
3210	全域	127.30
3211	全域	49.20
3212	全域	100.27
3213	全域	114.41
3214	全域	67.80
3215	全域	68.64
3216	全域	64.29
3217	全域	86.44
3218	全域	67.35
3219	全域	115.94
3220	全域	62.47
3221	全域	77.24
3222	全域	63.64
3223	全域	32.47
3224	全域	51.76
3225	2、7~11、13、14、17~21、26、30、32、38	65.41
3226	全域	65.41
3227	2、5~8	82.65
3228	全域	90.07
3229	全域	71.52

	3230	全域	103.64
	3231	全域	80.99
	3232	全域	160.06
	3233	全域	108.58
	3234	全域	143.15
	3235	全域	110.74
	3236	全域	106.80
	3237	全域	83.15
	3238	全域	44.74
	3239	全域	65.76
	3242	全域	184.33
	3243	全域	31.75
	3244	全域	41.97
	3245	全域	78.32
	3246	全域	89.04
	3247	全域	105.02
	3248	全域	32.56
	3249	全域	91.86
	3250	全域	82.03
	3251	全域	136.07
	3252	全域	66.43
	3253	全域	58.86
	3254	1～14、16～19、21、39～41、46～48、50、51、53、54、62、70～74、88、92～94、96～98、101	45.39
	3255	全域	78.38
	3256	全域	60.29
	3257	全域	161.42
	合計		23,057.68
木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	24	6、8	34.69
	25	2、4～7、10、11	51.45
	26	4、6、8～11	26.60
	30	15、22	6.68
	31	8	3.20
	43	4～7	5.56
	44	6、8	3.00
	45	1、2、4、7、9、11、12、14、15	43.19
	46	1、3、4、6、7、10～15、17、21、27、28、31～35、41、42、46～50	61.19
	48	1、6～8、11、12、16～22、31～34	55.60
	49	1、2、4～6、8～10	32.46
	50	2～5、7、9～11、13～16	45.30
	54	7～9、30、36、37、71	18.41
	1003	38～46、48、73～75、78	34.59
	1004	27、28、30～32、35、46	11.67
	1005	2、7、9、12、14、16、17、23、26、30、31、33、36、38、40、42、47、49、53～67、69～76、79、501	68.53
	1008	1～3、7～16、18～24、28、29、31、33～40、42、45～48	126.16
	1009	26、27、31	19.56
	1010	1、5、7、8、12、14～17、19、23、24、26、27、29、30、32、34～40、42～44、46、51～57、59、60	83.08
	1011	7、8、12、14～31、33～35	38.44
	1012	5～8、10～14	21.20
	1013	1、3、4、6、8、10、11、13、15～29	83.92
	1014	3、4、6、8、9、12、14～18、20、27～30	60.26
	1018	9、10、16	9.64
	1019	12	2.00

1031	8、9、11、13、17~21、23~25	12.99
1037	1、2、4、7、10、12、17、18、22、23、26、29、31、32、34、36~38、40、42、45、46、61、63~67、69、70、501	28.40
1038	1、3、5、6、8~12、22~26、28~30、33、34、50、51	40.93
1039	3~5、12、20、29~33	17.68
1040	2、4、6、12、14~16、19、20、22~27、29、31、34、36~38、41~43	30.29
1041	5、9、11、16、17、19~22、25~29、31~35	11.18
1042	1、7~9、15、16、20、22~26、28、30、31、35、39~43	33.52
1043	2、5、6、10~13	7.63
1044	1~4、6、16~20	8.16
1047	11、13、14、17、25、26、29	16.04
1048	1、4~9、15、16	15.09
1051	15~17	16.52
1053	5	1.72
1054	12、13、15~20、22、23	64.35
1055	9~13、15~17、20、21	102.50
1056	1、2、6~9、11、14~22、25~31、34~39、42~53、56	127.68
1057	16	3.00
1060	1	0.91
1061	1~4、7、8、16~18、20、21、23~26、31、33、36、37、41~43、49、54、57、59~67、69、71~73、88	98.12
1062	3	3.60
1068	4、5、8、9、11、14	1.68
1070	12	1.08
1072	4、9	1.60
1073	8、10、11、14、22	2.67
1074	15、17、19、20、24~27、40、41、47、48、50、54	26.46
1075	12~15、17、21、23、24、28、32、34、37、38、43、58、73~76、83	14.91
1077	3~5、7	38.94
1078	1、3、4、6、7、12、21	54.47
1079	3~5、7~9、11~15、19、22~24、26、31、32	91.45
1080	2、4~8、10、13、20、29~33	72.43
1081	1、7~9、11	6.70
1085	1、2	0.36
1087	4	15.12
1089	5、6	9.91
1090	3	4.91
1091	6~8	15.15
1092	8、9、15、16、18、19	38.92
1093	8、9	17.34
1094	11、15、16、20~22、24、25、29	43.17
1095	1、2、6~10、12、13、21~23、26、28、29、33、35	29.68
1096	1~4、8、9、18~21、23、25、26、28~33、35~37、46~61、63~66、69、72、74、75、77、78、80~82	57.28
1097	1、6	0.60
1104	6、7	5.04
1105	2~6	4.96
1106	2、5、8、9、15、18~23、28、29、33~37、39、40	24.21
1107	4、6~8、10~12、15、17、22、23、25、29~49、52、53、55、56、60~62、65~67	54.88
1108	8、10~13、15、17、19、21、23、24、26、30、31、48~50、54~56、62、66、68、70~72、75、77、81~84、100、102~119	50.61
1109	15~17、21、22、24、26、27、31、32、46	5.15
1110	5~10、14~16	15.92
1111	1~7、10~13、16~19	33.96

1112	7、9、10、13、14、16、17、20	19.44
1113	5、8、13~17、21~23	18.59
1114	2~5、7、10、11、15、17、20、24~29	57.60
1115	2、4~7、9、11、12、14、18~22、26、27、29、33、36、37、42、45~48、51~54、56~58、60、63~65、67、68、71、72、74、75、77、78、84~90、92~96	99.38
1116	9~11、14~16、19~21	24.43
1117	12、13、16~23、27、29、31~33、38、46~49、52、57、59、64	40.46
1118	3~7、10、13~18、22、27~30、32、33、35、36、38、44、50、52~54、56、57、59、60	35.25
1119	6~9、13~15、20、29、37、38、52~56、60、65~68	31.05
1120	10、11、13、15~17、19、21、22、24、27、30~32、36~40、42、43、45~56、58~60	28.61
1121	2、9~11、15、16、19、21、24、25、27~29、31、32、34~38、40~45、47~50、53~59、62、63	34.98
1122	7、9~12、14、18~21、25~27、39	11.44
1123	6、7	1.16
1124	6~13、15~17	2.25
1125	7、10、12~14、16、17、20~23、26、28、30、31、33、36、38、40~42	17.20
1127	5、9、10、15、60	2.98
1129	4、5	14.63
1130	1、3~5、7、8、14、16、17、19、20、26、27、29~31、33~36	47.62
1131	4、5	20.33
1132	11~24	63.27
1133	1、9、13、15~17	43.67
1134	20、21	8.78
1136	9、10、12~15、17、19~24、27~29	28.60
1137	1、2、4、13、14、16、25、27~31、41~44、55、57、58、62、69、73、76、77、79、85~87、90、96、100、101、105~107、109、114、117、119、120、122、123、128、129、132、134~140	33.00
1138	2、4、7、11、13、33、35、36、47、92、93、102、103、109~111、113、120	25.02
1139	4、11、21、28、30、36、39~42、44、45、50、53~56、60、63、74、76、77、84~97、99	46.44
1140	5、8、10~13、17、18、20~22、24、26、30、35、37、51、53、62、66、67、69、71、72、74、75、77~82、84~90、92	48.36
1141	3、7、9、10、12~14、19~22、25、42、59~61、63~66、68~70、72、73、75~80、82、85、86、89~92、95~101	52.78
1147	30	3.92
1151	14、18、24	23.89
1152	21	8.80
1154	31	0.52
1156	6、16、17、132、134~137	16.11
3001	1、3~5、10~12、14	12.18
3002	8	0.36
3003	2、10、20~22	22.29
3008	全域	25.98
3009	2~4、8	21.36
3010	1、2、4~6、8、9、11、15、18、20、21	60.30
3011	2、3、6、8~12、14、15、17~19	79.78
3012	1、3~5、7、9、10、12、14、16、30、32~35、37、40~44	11.68
3021	4、6、7、9~11、13~18、22、23、25~32、36、37、39、49、56、57、60~70	45.89
3033	1、3、16~18、32~35	16.36
3035	4、12~14、20、23~25、27~29、31~36、38、41	16.07
3036	2、3、6、8、10~12、14、20、26、28、30、32~35、37、38、41、42、44、46、47	66.40

3037	2、4~7、10、14、16、17、20、22、23、25~27、30、31、33、34、36~38、42、43、45、49~51、53~61、63~71	92.63
3038	2、15~20	20.36
3039	3、9、13~15、18~21	24.00
3040	2~4、7、9、13、17、19~22、25、29、32、33、37、39、40、45~48、50、51、53、56、58、59	67.63
3041	1~3、7	30.00
3043	3、4、6~9、11、12、17、19、22、24、27、28	4.73
3044	1、5、7、10、14~16、19、24、27、28、31、32、35~38、44、45、47~50	21.14
3045	2~7、11、15、17、25、27、29、32、36~39、41、48、49、52、53、56、59、60、62、69、73~76、78、80、81、85、87、91、95、96、99、100	35.37
3046	3、6、13、15~19、25~28、34~37、39、42~48、50~56、59~65	48.58
3047	2、3、9、11、12、25	1.93
3048	1~3、7、20~27、35~38、40	46.93
3049	7~11、14、16~20、22~27	17.08
3050	3、7、9~11、14	35.63
3051	5~9、16~18、20、26、33~37、40、41、43、45、47、48、80、83、95、101、110	21.73
3054	2、6、8、21~24、26~28、30~32、38、42~45、54、68、80、82、83、87、88、93、95、96、102、103、106、108	31.13
3055	1、12	9.88
3056	1~4、6~10、13~19、26~28、35、36、39、44、55、62、68、70、79、80、87、93~96、98	49.88
3057	1、3~5、9、12、16、20、37、53、55、63、64、83	12.66
3058	5~9、13、15、17~19、23~26、29、30、33、37、39、46~50、52~54、56、57	26.61
3059	1、4、10、13、30、33~35、43、45、49、51、52、59、61、67、68、85、86	26.87
3060	1~3、5~13、24、28、31~33、35~39、42、44	54.03
3061	5、9~11、13~15、18、20、21、23、24、26~32、36~38、40~43、45~54、57、58、60、62、66、69、75~79、81~84、87、92~96、100~103	110.12
3062	13~16、18~20、22、23、25、26、28、29、38、40、45、53~57、59、62、63	32.80
3063	1~11、15、18、20~22、26、27、29、30、32、35、37、42、43、59、62~67、71、74、78	23.94
3157	1~3、8、10、14、16、21、30、34、35、38、83	17.10
3158	13、14、16~19、24	10.32
3159	4~8、13、15、24、41~47、52~56、62、69	24.38
3160	3~8、16	25.17
3161	8、9、11、13、17、19、24、30、31、33~35、38、39、41、45~48、51、52、59、60、63、64、66、67、71、73~80、83、84、89、91、92、94、98~101、106~108	49.67
3162	1、4~7、12	68.44
3163	1、3~5、9~17、21~25、31、409、413、414	65.94
3164	11、12、15、16、20、21、24、26、28、29、34、39、41、42、45、48、49、52、54	40.84
3165	2、4、9、11、12、14、17~19、21、22	53.35
3166	4、5、9、11、14、17、19、22、28	4.63
3167	5~9、14~16	6.65
3168	1、2、6~13、15、18、19、25、27~29、31、36~39、41~43、45、49~52、62~64	36.73
3169	15、19、20、23、26、29、30、36、39、43、46、48、50、51、53~61、63、64、66~69、72	29.87
3170	6~10、16、19、23~26、32、37、50~57、61、62、64、70、71、75	32.64
3171	1~4、6、9、11、22、23、26、28~30、32、33、36、38、40~43、46、66~68	33.15
3176	7、8、19~22	8.00
3182	4、6、8、10	8.52
3183	2~4、8、11、19、22~25	14.88
3184	13、15、20	20.48
3185	1~3、13、14、16	18.67
3186	12~14、16、18、19、21	35.61
3187	5~7	11.40

3188	4~6、8~10	52.24
3189	2	0.36
3190	3~8、10~12、14、17、18	35.87
3191	1、2、5、6、19、23~26、28、31~33、35~41、99	79.05
3192	7、9~12、17、18、22、24、27~30、501	36.18
3193	1~3、5~8、10~27、31、34、40~43	103.28
3194	3、4、6、8~10、13~15、17~22	58.72
3196	1	19.60
3197	6	8.04
3199	3、6、7、11~17	41.65
3200	6、8~12、15~22、25、28~35、37~40、42~48	49.30
3209	15、23、34~36、38	26.92
3210	4、8、11、16~18、21、25	17.61
3211	4、7、9、11、12、17、18	5.00
3212	5、10	16.08
3213	4~6、9、10、13、16、17、20、24、25	12.41
3214	1、2、5、6、12~14、18~20、31、49、57~60、66、67、73、74	25.96
3215	1~10、12、13、17、18、20~25、30	67.73
3216	1~10、16、17、19、20	59.55
3217	1~7、9~13、15	81.16
3218	2~8、10、11、501、502	62.07
3219	1~8、10~17	106.49
3220	2、3、5、6、11~13、16~19、23、24、31、32、34~36	33.46
3223	2、3、13、15、18、26、33、39~41、43	12.24
3224	3、6、16、18、28、34、37、43、44	5.84
3225	7、13、14、17~21、26、32、38	51.67
3226	2~4、7~11、14、16、17、25、27、29、30、33、35、36、38~40	24.73
3227	2、5~8	82.65
3228	1、3、5、8、12、14、20、24、26、27、32、33、39~43、45、46、48	49.87
3229	全域	71.52
3230	4、6、7、9、17、36、37	7.92
3231	3、4、9、10、12、13、21、26	33.07
3232	2~4、7、14、17~20、22、77	24.29
3233	2、7、10、11、17、24、26、28、29、31、33、43、46、53~59	55.05
3234	5、11~13、21~23、29、30、36、38~40、43~58、60、61、66~69	41.49
3235	4、6、8、9、11、12、14、16、18、20、22、24、28、30、34、37、38、42~44、46~52	39.94
3237	12~17	32.92
3238	全域	44.74
3239	2~9	64.64
3242	5、12、16、19、22	6.82
3243	1、6~9、11、12、15、18、23、35~37、39、40	12.75
3244	6、7、9、11、15、17、19、21~24、27、28、30、31	21.96
3245	2、5、10、15、17~22、26、31~33、35、37~45	35.87
3246	2、3、7、8、10~13、15、31、41、43、44、46~48、61、62、64~66、68、83、84	16.61
3247	9、15、21、23~27	9.83
3248	1~7、10~12、14、15、19~21、25~27、29~31	19.92
3249	2、3、9、10、12、16、18、24、26、31、32、34、46~48、50、52~54、57、58、724、753、924	59.83
3250	5、6、9~11、14、17、20、22、24、26、27、29、30、32~41、43~48、50、51、53、54、56、57、60、62、66	38.91
3251	9~11、14、15、19、21、22、30、32、35、39、41、43~47、51、53、54、61、63、66~68	35.97
3252	15、21、26、28~31、37~42、44、51~53、55、56	22.81
3253	3、8、10、18、21、22、24~26、28、29、35、41~43、45、53~59	29.25

	3254	1、3、4、10～13、18、19、21、40、46～48、50、51、53、54、71、73、88、92～94、96～98、101	32.26
	3255	1、6～8、10、11、15、32、37～40	12.82
	3256	1、3～13、15、16、18～29	47.59
	3257	18、19、29、33～35、37、38、40～43、52～58、60、61、63	53.18
	合計		7,175.25

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水資源保全ゾーン	3017	1	11.00
	3018	1～16、18～21、23～42、49、57～59	24.37
	3020	1～8、10、13～15、18	42.68
	3023	3～5、7、9～14、16～22	72.68
	3024	1～28、30～37	70.12
	3025	1～9、11～33、41	59.31
	3026	全域	41.85
	3027	13～25、32	33.49
	合計		355.50

生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ	3084	1、6、9、11	3.94
	3085	1、12、501	2.12
	3086	1、9	33.22
	3087	1、2、7、8、10、11	19.53
	3088	1、2、5～7、9、16、501	31.31
	3089	1、6、7、12、19、501	14.32
	3094	1、3、7～9	16.19
	3095	1、4、6～12	34.53
	3096	1、5～21、23	32.96
	3097	1、3～7、501	17.28
	3104	全域	111.59
	3105	1、2、5、6、501	52.66
	3106	1、6、501	35.94
	3107	1、501	3.68
	3109	1、6、501	22.58
	3110	1、3、501	30.96
	3112	1、501	3.14
	3113	1、501	5.34
	3114	1、9、501	33.54
	3115	1、2、15、21、23、501	25.57
	3116	1、20、501	6.29
	3117	1、15、501	13.17
	3118	1、4、501	5.28
	3119	1、2、4、5、501	16.05
	3120	全域	48.77
	合計		619.96
保護地域タイプ		該当なし	
	合計		0.00

3 独自ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
市町村独自ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

【道有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (h a)
	林班	小班	
水源涵養林	60	1-4,11,12	184.56
	61	1-3,12,13,15-20	163.95
	66	1,2,40	20.24
	67	1,3,4,7,8,15,30	183.24
	68	1-14,16,17	470.90
	69	1-3,5-7,10-16,27,28,30,40,92	289.86
	70	1-3,24,25,30-37	142.05
	71	1-3,31,32	229.51
	72	1,2,17,18	106.22
	73	1-3,8,30,92	132.91
	74	1-4,92	201.27
	76	1-5,92	139.35
	77	1-3,16,35-37,41	186.69
	78	1-6,11-13,18,19,35,41	251.47
	79	1-4,28-30,92	190.89
	80	1-9	316.66
	81	1,2,7,21-24,42,92	151.22
	84	1-3,10,92	193.51
	85	1-4,12-19,41,92	189.29
	86	1,2,10,11,41,92	177.36
	92	1-3,14-16,31-33	219.88
	94	1-5,10,30,31	132.38
	95	1-3,11-14	164.23
	96	1-3,16-18,31	218.57
	97	1,2,5-8,10,12,13,31	140.96
	98	1,2,13-16,23,46,48,92	146.89
	99	1-3,13-15,19,22,25,27-32	212.34
	100	1-6,11,12,31,92	228.29
	101	1,2,11,41	138.06
	102	1-3,6,8-13,92,99	294.15
	103	1,2,14,92	139.19
	104	1-5,15,16,18-23	227.10
	105	1-4,12-16,19,20,41	334.81
	106	1-9,11-17,19,21,23,41,95,98	398.60
	107	1-3,13-15,20-23	243.79
	108	1,2,4-6,8,9,21,22	193.77
	109	1-3,8,10,30,43,92	179.48
	110	1-4,7-9,20-23,92	233.61
	111	1,2,10-12,15,16,20,23,30,31,35,93,97	138.93
	112	1-4,9,10,13,92	192.17
	113	1-7,20-22,92	380.34
	114	1-3,12,13,15-18,52,97	139.84
	115	1-4,13,14,16-19,92	232.39
	116	1-5	136.48
	117	1-5,15-19,21,22,95	314.69
	118	1,2,4,6-14,19-22,24,30	215.49

山地災害防止林	81	11,40,41,75,77,81,93	5.06
	82	8,71,79,92	8.08
	88	41,80	5.28
	89	40	3.67
	107	40,95	6.38
水源涵養林／ 山地災害防止林 の重複	60	5,51-57	33.12
	61	4,21,51-53,81	38.91
	62	1-4,8,10-15,17,18,20,21,44,51- 63,82,87,93	274.53
	63	1-6,10,15,16,51-57,81	321.36
	64	1-5,21,24,25,31,32,47-49,51- 55,96	230.85
	65	1-6,12,31,32,46,47,51-53,81	205.69
	66	3-6,51-56,82,85	200.14
	67	2,5,6,9,10,51,52,81	136.67
	69	4,8,17,51-55,93	95.01
	70	18,51-64	66.92
	71	4,51-65,82,92,93	84.16
	72	3,51-63	150.02
	73	4,51-62,86	61.54
	74	5,51,81,93	8.02
	75	1-4,51	232.13
	76	6,49,51-55,93	25.00
	77	4,49,51-57	49.98
	78	49,51-57,82	27.78
	79	6,42,48,49,51-62,86,93	79.72
	80	51	0.46
	81	10,20,51-55,57-66,84,90,91	58.29
	82	1-4,6,23-27,31,32,35,41,42,51- 61,83,88,89,91,93	169.11
	83	1-4,6,15-19,31,32,51-53,92	226.77
	84	51-57	16.18
	85	51	0.20
	87	1-4,6,11-20,22,23,30,31,51- 54,56,93	267.93
	88	1-4,6,21-26,30-32,51-58,92	335.07
	89	1-7,10-18,21,27,30-33,45,51-68	348.69
	90	1,2,6,8,11,12,42-44,51-56,83	194.36
	91	1-3,6,7,10,11,13-15,42,48,51-56	154.31
	92	6	2.74
	93	1,2,6,17-24,31,51,52,81	236.77
	94	6,51,52	29.93
	95	51-54	7.93
	96	6,10,19,20,51-53,55-57,66	31.23
	97	3,11,51-59	41.92
	98	3,51-54,57,93	23.07
	99	51-61	50.28
	100	51	8.12
	101	10	22.19
	102	51-54	28.10

	103	51-54	21.74
	104	17,51-57	29.37
	105	51-63	21.98
	106	51-57	12.24
	107	19,51,52	37.55
	108	3,51,52	11.15
	109	51-54	20.66
	110	6,19,31,51-59,96	33.89
	111	3,21,49,51-59,83,94	29.00
	112	51-54	17.95
	114	51	2.26
	116	6,51-62,83,85,87	85.51
	117	51-60	60.50
	118	51-53,55-59	53.25
水源涵養林／ 山地災害防止林 ／ 保健・文化機能 等維持林の重複	82	10,20	4.14
	93	14	5.40
水源涵養林／ 保健・文化機能 等維持林の重複	98	49	4.12

2 上乗せゾーニング (該当なし)

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 13：釧路 市町村 03：釧路市

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注1)
		林班	小班	(ha)	
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	42	7、10	0.44	
		1007	1～6	50.72	
		1015	1～30、36	87.86	
		1016	全域	63.52	
		1017	1～16、22	105.32	
		1019	1～10、13	121.16	
		1020	11、12	0.88	
		1021	3、4、8～14、19～23	89.88	
		1022	5～18、21、29～34、36	101.22	
		1023	1～17、20～26	132.64	
		1024	全域	97.32	
		1025	全域	137.12	
		1026	4、7～10	78.32	
		1051	9～13	67.40	
		1052	全域	79.48	
		1062	1、7、9～12	53.27	
		1063	全域	89.64	
		1064	全域	90.52	
		1065	全域	201.28	
		1066	全域	119.52	
		1067	全域	173.57	
		1068	1～3、18～21、23～56	207.66	
		1081	3～5	45.44	
		1083	2、3	55.72	
		1102	2～4	160.56	
		1103	1～5	161.92	
		1104	1、2、4、5、9～11	79.52	
		1155	1、2、32	5.20	
		3013	全域	81.41	
		3014	全域	75.84	
		3015	全域	47.88	
		3016	全域	76.81	
		3017	全域	90.76	
		3018	全域	32.53	
		3019	1～12、14、21、22	74.64	
		3020	1～8、10、13～15、18	42.68	
		3021	1、44～47、50、71	10.11	
		3022	全域	78.07	
		3023	全域	72.96	
		3024	全域	70.36	
		3025	1～9、11～33、41	59.31	
		3026	全域	41.85	
		3027	全域	61.89	
		3028	1～20、22～24、27～30、33、35、36、52～54、56～60、66～69、74、76～82	43.54	
		3029	1、2、22～26、38	27.92	
		3030	全域	47.24	
		3031	全域	80.32	
		3032	全域	82.88	
		3033	5～8、21、22、25、28、30	17.78	
		3034	全域	42.11	
		3039	11、12	0.88	
		3049	1～6、21	42.92	
		3052	全域	29.33	
		3053	全域	15.32	
		3055	2～11、13、14	86.18	
		3064	全域	55.54	
		3065	全域	49.08	
		3066	全域	67.32	
		3067	全域	57.88	
		3068	全域	57.38	
		3069	全域	32.94	
		3070	全域	61.56	
		3071	全域	60.68	
		3072	全域	69.24	
		3073	全域	76.18	
		3121	4、5	3.79	

主伐林齢：標準伐期齢+10年以上

皆伐面積：20ha以下

		3122	9、10、17、19	26.23				
		3123	8～16、21、22	74.52				
		3124	3～14	60.07				
		3125	全域	112.42				
		3126	全域	63.50				
		3127	全域	108.60				
		3128	全域	100.79				
		3129	全域	83.46				
		3130	全域	117.62				
		3131	全域	117.50				
		3132	全域	119.15				
		3133	全域	77.66				
		3134	全域	98.78				
		3135	全域	86.31				
		3136	全域	85.42				
		3137	2～6	79.33				
		3138	8～15	57.80				
		3139	4～11	63.72				
		3140	全域	87.34				
		3141	全域	88.39				
		3142	全域	126.91				
		3143	全域	88.42				
		3144	全域	85.60				
		3145	2～8、10	80.43				
		3146	2～15	114.68				
		3147	1～4、6、7	101.22				
		3148	1～3、5～8	51.52				
		3149	3～9	54.44				
		3150	全域	127.37				
		3151	1～3、5～8	69.17				
		3152	全域	90.37				
		3153	全域	124.06				
		3154	全域	14.99				
		3155	全域	40.12				
		3156	全域	49.64				
		3157	17、18、33、45～63、65～67、72～80、82、84、85	101.69				
		3158	1、3～7	31.10				
		3202	全域	68.72				
		3203	全域	95.28				
		3204	1～3、6～11	68.52				
		3205	1～5	20.80				
		3206	3～5、8～21	40.41				
		3207	6、10、11	29.32				
		3208	全域	67.72				
		3240	全域	116.21				
		3241	全域	82.08				
		合計		8,331.61				
			伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）	3017		1	11.00	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha以下
				3018		1～16、18～21、23～42、49、57～59	24.37	
				3020		1～8、10、13～15、18	42.68	
				3023		3～5、7、9～14、16～22	72.68	
				3024		1～28、30～37	70.12	
				3025		1～9、11～33、41	59.31	
	3026			全域	41.85			
	3027			13～25、32	33.49			
	合計				355.50			
				長伐期施業を推進すべき森林（注3）	1003	47	0.20	
		1006	4～23、25～28		61.00			
		1009	1、5、9、15～23、36		100.00			
		1012	18		4.92			
		1032	2、4、6、11、14、15		23.88			
		1033	4、6、7		15.64			
		1034	1、2、4、8		11.16			
		1035	6～9、17、21、22		5.84			
		1058	12～14、30～35、38、40、42、54		16.95			
		1059	12、20		0.76			
		1072	1、2		0.44			
		1073	4、5、12		1.44			
		1076	6～9、11～17、20～23、28、30～32、36～38、41～43、46～48、50～52、58～64、66～72		58.38			
		1079	33、34		0.75			
		1119	4、18、21、22、25、26、30、32～35、44、48～50、57、58、62、63		21.47			

		1138	38、39、42、58～62、64、65、69～73、77、87～89、95、96、114、116、118、119	42.68	皆伐面積：20ha以下
		1139	66～72	1.76	
		1142	4、6、7、9、11～13、17、19、32	8.60	
		1143	6、7、9、10、19、21、23、25、34～36、38、48	16.50	
		1144	6、7、15	8.56	
		1145	6	11.36	
		1147	1～6、9～12、14～16、18～28	106.05	
		1148	1～3、5～7、9～11	61.55	
		1149	1～5、9～11	47.44	
		1150	1～8、10～14	78.33	
		1151	1～6、8、15～17、19～21	108.65	
		1152	1～5、9～14、16～19	104.40	
		1153	3	9.72	
		1154	3、5、6、8、10、12、14、19、28、39、41	30.75	
		1155	3、5、11、13～15、17、23、29、34～37	49.48	
		1156	82～84、86、87、89、92、94	6.96	
		合計		1,015.62	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1	全域	163.86	
		2	全域	177.68	
		3	全域	51.56	
		4	全域	27.48	
		5	全域	86.56	
		6	全域	54.24	
		7	全域	102.40	
		8	全域	58.71	
		9	全域	83.40	
		10	全域	71.76	
		11	全域	53.46	
		12	全域	70.70	
		13	全域	13.18	
		14	全域	85.72	
		15	全域	61.08	
		16	全域	71.76	
		17	全域	56.73	
		18	全域	124.72	
		19	全域	58.80	
		20	全域	45.16	
		21	全域	75.03	
		22	全域	195.17	
		23	全域	71.12	
		24	1、2	35.60	
		26	1、2、12～15	25.63	
		27	全域	68.82	
		28	全域	33.00	
		29	全域	72.25	
		30	1～3、5～11	43.62	
		32	1～4	51.45	
		33	2～6、9、10、13、14	57.19	
		39	全域	199.98	
		40	1～9、24～30、32～38、40～44、46～51、53～61、901～906	143.48	
		41	全域	59.13	
		42	1～6、8、9、12、15～19、22～26、30～33、36～49、52～54、56～58、60～62、64～67、69、70、72～74	75.41	
		51	3、7～18	58.56	
		52	6、8	2.12	
		54	16、17、19、22～29、32、33、35、41、43～50、52～65、67～70、91～93	240.33	
		55	全域	117.24	
		56	全域	111.80	
		57	全域	142.63	
		58	全域	100.54	
		59	全域	112.99	
		60	2～5、8～13、16～20、25、26、28、31	22.21	
		61	全域	25.36	
		62	全域	73.43	
		63	全域	73.41	
		1001	2～4、28	71.60	
		1002	全域	152.02	
		1003	1～5、7～37、52～66、68、69、71、72	96.35	
		1004	1、2、5～21、23～25、36、38～40、42～45、47～49	24.76	
		1006	29	0.08	

1008	4～6、17、25～27、41、43	13.48
1009	2、4、6、11、24、25、28、29、35、37～39	17.90
1010	48、49	4.76
1014	11、19、21～25	4.20
1015	31～35	1.04
1017	17～21	1.52
1021	1、2、5～7、15、24	38.06
1022	1～4、19、20、22、23	22.39
1023	18、19	1.40
1032	13	0.08
1035	10、11	3.24
1036	2～6、11、12	15.13
1037	53～58	1.96
1039	22～25	4.05
1041	18	1.26
1044	13～15	4.67
1045	5、6	3.26
1047	19～24	6.04
1056	12、13、23、24、32、41、55	17.40
1058	1～11、15～29、36、37、39、41、43～53、55	144.32
1059	1～11、13～19、21～26	199.23
1068	12、13、15	1.20
1073	1、2、15～17、23、26、27、30～32	22.78
1074	49	0.28
1075	2、4、46～48、60、62、64、69	24.97
1081	12～15	13.68
1084	6、7	1.24
1085	13～16	1.92
1086	8～10	5.16
1102	8	0.92
1103	6～11	15.04
1104	12、13	2.00
1106	25、26、38	4.88
1109	33～35、47～49	4.48
1119	23、31、36、40、41、47、51、59、61、64	9.53
1133	6、11、18～20、22	7.60
1134	22	3.13
1137	7～11、20～23、35、36、118、121、125	41.66
1138	23～26、37、40、41、44、48、49、51～57、67、74～76、78～86、98～100、105～107、117	50.48
1142	3、16、33、34	9.27
1143	1、3～5、8、11～18、20、22、24、26～33、37、39～47	77.85
1144	1～5、8～14	96.76
1145	1～5、7	93.16
1146	全域	77.08
1147	13、17	2.36
1153	2、4～24	76.84
1154	20～27、30、33～38、40	36.80
1155	9、19～22、24、25、27、28、30、31、38、39	10.44
1156	10～15、20、23、24、29～32、37～45、49、50、55、58、61～68、72、73、75～80、90、96～99、101、103～105、110、111、113～115、117～119、121、124、127～130、138～140	74.64
3004	12、14、15	17.16
3005	2～5、8、9、11、12、17～19、21～23、26～41、43、48～52、54～56、67～69、72～74	30.23
3006	13、17、18	1.15
3007	1～6、21	2.28
3012	18、20～23、26、28、29	4.36
3019	17、18	5.08
3020	16	3.68
3028	40～45、47～51、62、64、65、70、71	17.80
3029	3～10、12～14、17～19、21、30～32、34	59.04
3033	9、10、12、13、23、24、26、27	14.60
3042	2、4～15、18、19、22、25～28、30、32～35、37～39、43～46、49～51、53～57、59～64、72、75、79	51.50
3047	35、36	3.48
3048	9～17	5.08
3051	102～109	9.60
3057	71～81	12.52
3062	52	2.32
3063	79～84	4.27
3074	1、13、501	12.94

主伐林齢：標準伐期齢以上

伐採率：70%以下

その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する

3075	1、 501	0.36
3076	1、 501	5.12
3077	1、 7、 9、 10、 501	30.17
3078	1、 7、 11、 13、 501	17.99
3079	1、 13、 501	2.88
3080	1、 10、 501	9.55
3121	1～3、 6～18	93.60
3122	1～8、 11～16、 18、 20～23	58.10
3123	1～7、 17～20	37.50
3124	1、 2	4.43
3137	1	0.30
3138	1～7	40.29
3139	1～3	12.93
3145	1、 9	6.73
3146	1	14.08
3147	5	12.62
3148	4	2.96
3149	1、 2、 10	12.04
3151	4、 9	6.05
3157	68～71、 81	5.24
3159	75～80、 86	14.44
3160	17、 19	3.68
3161	95～97	4.08
3169	1～12、 16、 17、 24、 62、 70、 71、 73～84	47.95
3170	11、 13、 27～31、 33、 34、 36、 38～44、 47、 66～69、 73	39.66
3171	13～15、 19、 24、 25、 27、 37、 39、 47、 49～51	36.48
3172	全域	49.34
3173	全域	45.44
3174	1～5、 7、 9～14、 20～22	56.05
3175	3、 4、 6	13.41
3179	2	0.32
3180	3、 4	21.08
3181	全域	110.30
3182	1、 2、 5、 7、 9、 11、 39	40.77
3183	1、 15、 17、 20、 21	34.08
3184	1～12、 17～19	53.80
3185	4～8、 11、 12、 18～20、 23、 24、 26、 28、 30、 31、 34、 36	68.95
3186	7、 9、 10、 17、 22、 29	20.87
3201	1～4、 7、 9、 12、 15～21、 23～25	86.36
3204	4、 5	15.88
3205	7	0.42
3206	1、 2、 6、 22	9.26
3207	2～5、 7～9、 12、 13	69.96
3209	1～14、 18～20、 25、 26、 28～33	70.35
3225	81～85	3.68
3254	75～87、 89～91、 100	14.92
合計		6,984.37
30	34	2.76
31	17	0.04
32	9、 10	4.10
33	7、 8	3.48
34	全域	86.39
35	全域	66.60
36	全域	63.97
37	全域	109.22
38	全域	61.34
40	23	3.12
60	21～24、 29、 30	2.28
1001	5～13、 15～27	3.44
1010	58	0.48
1011	39～47	46.31
1021	25	4.03
1022	24～28	2.68
1032	10、 12	1.12
1035	12、 13、 15、 16、 18、 19	23.80
1036	9、 10	25.65
1053	11～13	2.13
1070	7、 9～11、 13	46.09
1071	1、 3、 6～8	57.44
1072	22、 23	4.02

1073	3、6、13、20、21、28、29	5.36
1074	1～5、7、18、32～39、42、43、55、56	38.34
1075	1、6、7、49、51～53、61、65～68	36.97
1076	1～5、10、18、19、24～26、39、40、45、49、53～57、65	96.32
1077	2、9～11、13	16.56
1078	32～34	10.65
1079	35～37	0.53
1081	17、18	1.84
1092	10～14	9.54
1094	19、23	4.45
1105	7、8、10、13	27.46
1106	24、27、30、31	14.00
1108	73、74	0.56
1109	3～13、37～44	108.92
1114	30～33	10.74
1133	7、8、21	3.78
1134	2～4、12～19、23、24	49.44
1137	3、78、88、89、91～93、126	1.71
1142	1、5、8、10、15、18、20～31	51.12
1156	125、126、131	2.44
3004	1～11、13、16～21	73.59
3005	57～66	1.80
3006	1～12、14～16、19、20	55.00
3007	7～20、22、23	60.24
3020	17	11.36
3025	10、34～40	3.69
3028	37～39、46、61、63	7.09
3029	11、15、16、20、27～29、33、35～37	25.64
3033	11	5.16
3041	6	11.52
3042	16、17、20、21、23、24、40～42、68～71、73、74、76～78、80～87	11.48
3047	30、34、37、41～43	6.76
3048	30～34	8.36
3051	42	3.36
3054	25、84～86、89～92	4.66
3074	2～12	113.06
3075	2～6	63.11
3076	2～10	90.21
3077	2～6、8	42.75
3078	2～6、8～10、12、14、15	118.95
3079	2～12、14～16	96.97
3080	2～8、11～15、17～19	83.91
3081	全域	88.16
3082	全域	63.37
3083	全域	108.74
3084	全域	69.01
3085	全域	74.91
3086	全域	110.42
3087	全域	47.88
3088	全域	112.96
3089	全域	72.78
3090	全域	176.47
3091	全域	56.42
3092	全域	99.72
3093	全域	48.34
3094	全域	83.36
3095	全域	96.10
3096	全域	129.77
3097	全域	59.74
3098	全域	89.18
3099	全域	146.60
3100	全域	105.42
3101	全域	130.43
3102	全域	105.59
3103	全域	101.72
3104	全域	111.59
3105	全域	93.98
3106	全域	101.60
3107	全域	83.09
3108	全域	94.09

主伐林齢：標準伐期齢以上
伐採率：30%以下又は40%以下
その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する

			3109	全域	90.35	
			3110	全域	113.09	
			3111	全域	108.62	
			3112	全域	101.57	
			3113	全域	70.52	
			3114	全域	64.44	
			3115	全域	117.60	
			3116	全域	100.69	
			3117	全域	106.53	
			3118	全域	60.97	
			3119	全域	66.89	
			3120	全域	48.77	
			3159	88～90	1.20	
			3160	1、2、18	16.64	
			3164	2～6、14、33、35	4.60	
			3166	7、12、16、21、23、25～27、29、30	30.88	
			3168	20、22、23、33、47、48、54、55	12.99	
			3183	9、10、12、13	1.40	
			3227	1	12.01	
			合計		5,801.09	
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
			合計		0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法			該当なし		
			合計		0.00	

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (h a)	森林経営 計画にお ける主な 実施基準 (参考) (注1)
		林班	小班		
水源の涵 養の機能 の維持増 進を図る ための森 林施業を 推進すべ き森林	伐期の延長 推進すべき森 林	60	1-4,11,12	184.56	主伐林 齢：標準 伐期齢+ 10年以 上 皆伐面 積：20 ha以下
		61	1-3,12, 13,15-20	163.95	
		66	1,2,40	20.24	
		67	1,3,4,7,8, 15,30	183.24	
		68	1-14,16, 17	470.90	
		69	1-3, 5-7, 10-16,27, 28,30,40, 92	289.86	
		70	1-3,24, 25,30-37	142.05	
		71	1-3,31,32	229.51	
		72	1,2,17,18	106.22	
		73	1-3,8, 30,92	132.91	
		74	1-4,92	201.27	
		76	1-5,92	139.35	
		77	1-3,16, 35-37,41	186.69	
		78	1-5, 11-13,18, 19,35,41	247.53	
		79	1-4, 28-30,92	190.89	
		80	1-9	316.66	
		81	1,2,7, 21-24,42, 92	151.22	
		84	1-3,10,92	193.51	
		85	1-4, 12-19,41, 92	189.29	
		86	1,2,10,11, 41,92	177.36	
		92	1-3, 14-16, 31-33	219.88	
		94	1-5,10, 30,31	132.38	
		95	1-3,11-14	164.23	
		96	1-3, 16-18,31	218.57	
		97	1,2, 5-8,10, 12,13,31	140.96	

		98	1,2, 13-16,23, 46,48,92	146.89	
		99	1-3, 13-15,19, 22,25, 27-32	212.34	
		100	1-6,11, 12,31,92	228.29	
		101	1,2,11,41	138.06	
		102	1-3,6, 8-13,92, 99	294.15	
		103	1,2,14,92	139.19	
		104	1-5,15, 16,18-23	227.10	
		105	1-4, 12-16,19, 20,41	335.66	
		106	1-9, 11-17,19, 21,23,41, 95,98	398.60	
		107	1-3, 13-15, 20-23	243.79	
		108	1,2, 4-6,8,9, 21,22	193.77	
		109	1-3,8, 10,30,43, 92	179.48	
		110	1-4, 7-9, 20-23,92	233.61	
		111	1,2, 10-12,15, 16,20,23, 30,31,35, 93,97	138.93	
		112	1-4,9, 10,13,92	192.17	
		113	1-7, 20-22,92	380.34	
		114	1-3,12, 13,15-18, 97	139.85	
		115	1-4,13, 14,16-19, 92	232.39	
		116	1-5	136.72	
		117	1-5, 15-19,21, 22,95	314.69	

			118	1,2,4, 6-14, 19-22,24, 30	215.49	
	伐採面積の 規模の縮小を 行うべき森林 (注2)			該当なし		主伐林 齢：標準 伐期齢＋ 10年以 上 皆伐面 積：10 ha以下
森林の有 する土地 に関する 災害の防 止機能、 土壌の保 全の機能、快 適な環境の 形成の機能又は保 健機能の 維持増進 を図るため の森林施 業を推進 すべき森 林	長伐期施業 を推進すべき 森林		60	51	8.62	主伐林 齢：注3 の表による 皆伐面 積：20 ha以下
			61	53	2.52	
			62	51-56 60-63	58.68	
			63	51,53,54, 56	41.83	
			70	51-64	59.08	
			71	51,53,55, 56,58,63, 64	48.93	
			72	51-57,59, 61-63	129.56	
			73	51,53-62	40.57	
			74	51	1.63	
			75	51	5.63	
			76	52-55	14.71	
			77	51-57	46.84	
			78	51-57	19.54	
			79	51-62	49.73	
			80	51	0.46	
			81	51-55, 57-66	42.92	
			81	51-54,56, 58-61	16.98	
			83	52,53	9.98	
			84	51-57	16.18	
			85	51	0.20	
			87	51-54,56	20.49	
			88	51-57	20.77	
			89	57-68	36.16	
			90	51-55	9.37	
			91	51-56	11.82	
			93	51,52	3.83	
			94	51,52	15.64	
			95	51-54	7.93	
			96	51-53, 55-57,66	18.36	
			97	51-59	38.80	
			98	51-54,57	19.93	
			99	51-61	50.28	
	複 層	複 層	60	52-56	15.63	主伐林 齢：標準
			61	51-52	6.90	

	林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林	林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林 （ 択 伐 に よ る も の を 除 く	62	1-3,8, 10-15,20, 21,57,58,	185.87	伐期齡以 上 伐採率： 70%以 下 その他： 標準伐期 齡時の立 木材積の 1／2以 上を維持 する
			63	1-5,10, 15,16,52	244.35	
			66	53-56,82, 85	21.96	
			67	2,5,6,51, 52	122.16	
			69	4,51-55	88.69	
			71	52,54,57, 59-62,65	20.44	
			72	58,60	16.18	
			73	52	10.30	
			75	1-4	226.50	
			76	49,51	5.68	
			77	49	1.05	
			78	49	7.95	
			79	42,49	15.69	
			81	20	2.16	
			82	1-4,10, 23-26,31, 41,42, 93	126.08	
			83	1-4, 15-19,31, 32,92	211.27	
			87	1-4, 11-20,22, 23,30, 31,93	240.94	
			88	1-4, 21-26, 30-32,92	295.48	
			89	1-6, 10-18,21, 30-33, 45,51-56	304.39	
			90	1,2,8,11, 12,42-44	163.93	
			91	1-3,7,10, 11,13,14, 48	122.74	
			93	1,2,14, 17-24,31	232.06	
			96	10	1.99	
			98	49	4.12	
			100	51	8.12	
			101	10	22.19	
			102	51-54	28.10	
			103	51-54	21.74	
			104	51-57	16.24	
			105	51-63	21.98	
			106	51-57	12.24	
			107	19,51,52	37.55	
			108	51,52	6.21	

			109	51-54	20.66	
			110	51-59	24.46	
			111	49,51-56, 58,59	21.34	
			112	51-54	17.95	
			114	51	2.26	
			116	51-62	72.47	
			117	51-60	60.50	
			118	51-53, 55-59	53.25	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	60	5,57	8.87	主伐林 齢：標準 伐期齢以 上 伐採率： 30%以 下 その他： 標準伐期 齢時の立 木材積の 7/10 以上を維 持する
			61	4,21,81	29.49	
			62	4,17,18, 44,59,82, 87,93	29.98	
			63	6,55,57, 81	35.18	
			64	1-5,21, 24,25,31, 32,47-49, 51-55,96	230.85	
			65	1-6,12, 31,32,46, 47,51-53, 81	205.69	
			66	3-6,51,52	178.18	
			67	9,10,81	14.51	
			69	8,17,93	6.32	
			70	18	7.84	
			71	4,82,92,9 3	14.79	
			72	3	4.28	
			73	4,86	10.67	
			74	5,81,93	6.39	
			76	6,93	4.61	
			77	4	2.09	
			78	6,82	4.23	
			79	6,48,86, 93	14.30	
			81	10,11,40, 41,75,77, 81,84,90, 91,93	18.27	
			82	6,8,20,27, 32,35,55, 57,71,79, 83,88,89, 91,92	38.27	
			83	6,51	5.52	
			87	6	6.50	
			88	6,41,58, 80	24.10	
			89	7,27,40	11.81	
			90	6,56,83	21.06	
			91	6,15,42	19.75	
			92	6	2.74	

			93	6,81	6.28	
			94	6	14.29	
			96	6,19,20	10.88	
			97	3,11	3.12	
			98	3,93	3.14	
			104	17	13.13	
			107	40,95	6.38	
			108	3	4.94	
			110	6,19,31, 96	9.43	
			111	3,21,57, 83,94	7.66	
			116	6,83,85, 87	13.04	
			特定広葉樹 の育成を行う 森林施業を 推進すべき森 林		該当 なし	

（注１）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、（注２）、（注３）に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

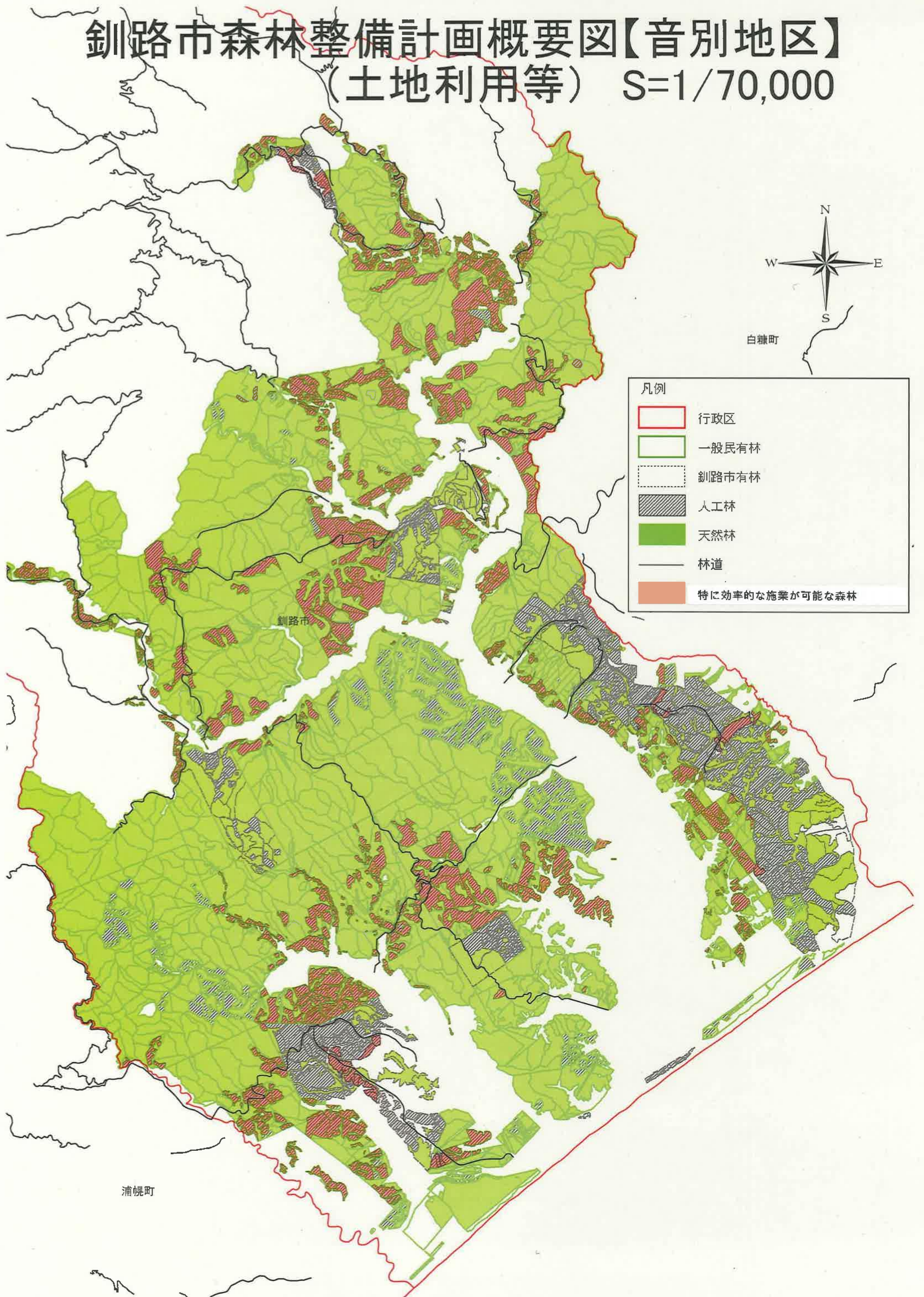
（注２）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」は、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は１０ハ以下とする必要があります。

（注３）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

「長伐期施業を推進すべき森林」における主伐可能な林齢

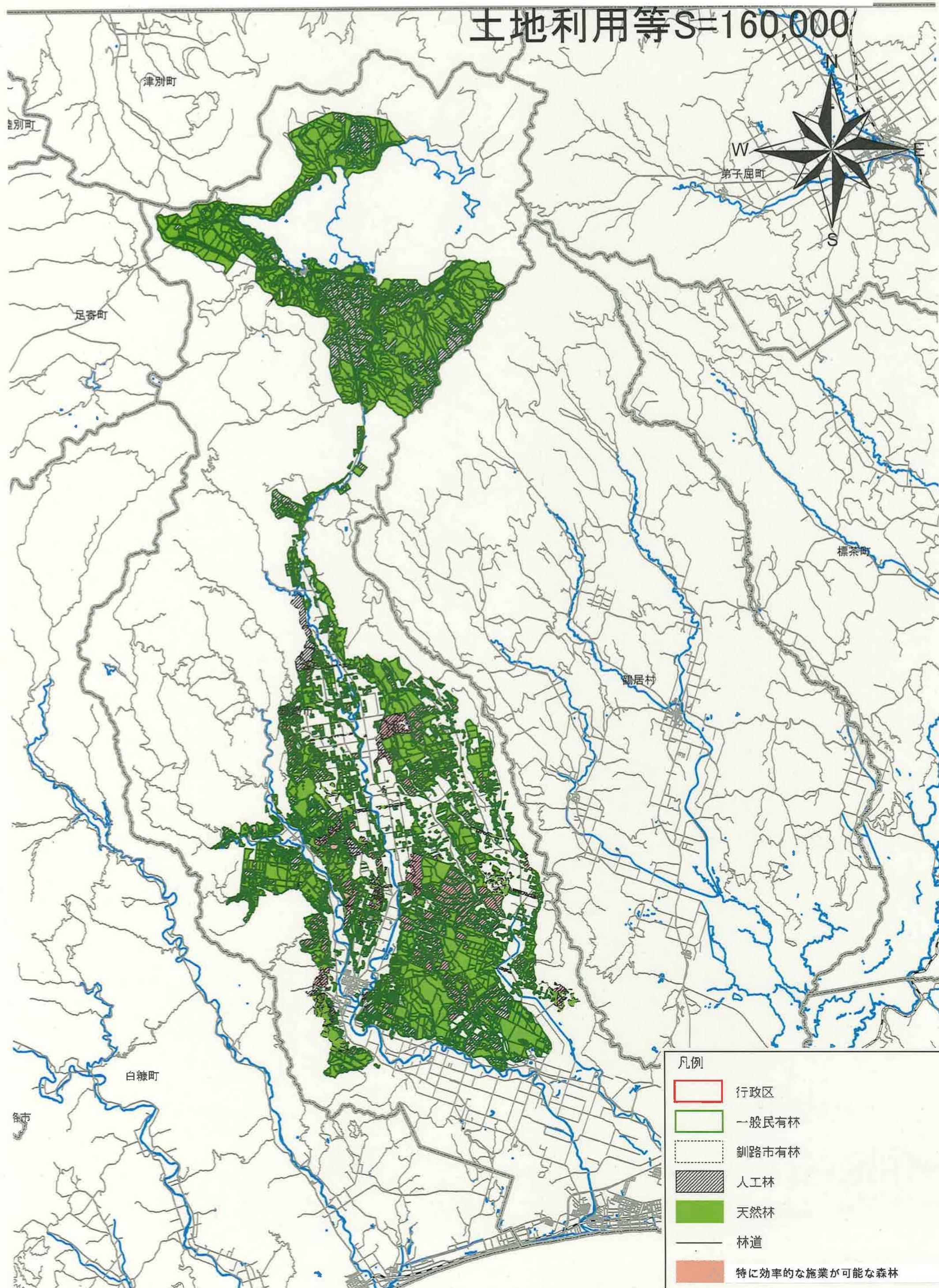
	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	９６年以上
	トドマツ	６４年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	４８年以上
	その他針葉樹	６４年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	４８年以上
	その他広葉樹	６４年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	９６年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	１２８年以上

釧路市森林整備計画概要図【音別地区】 (土地利用等) S=1/70,000

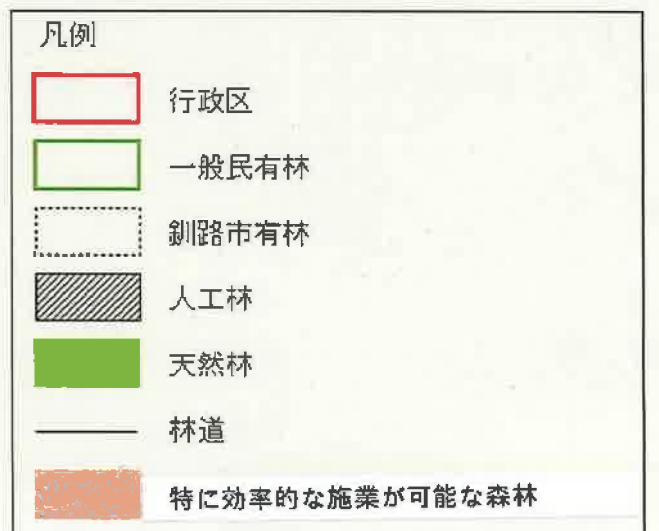
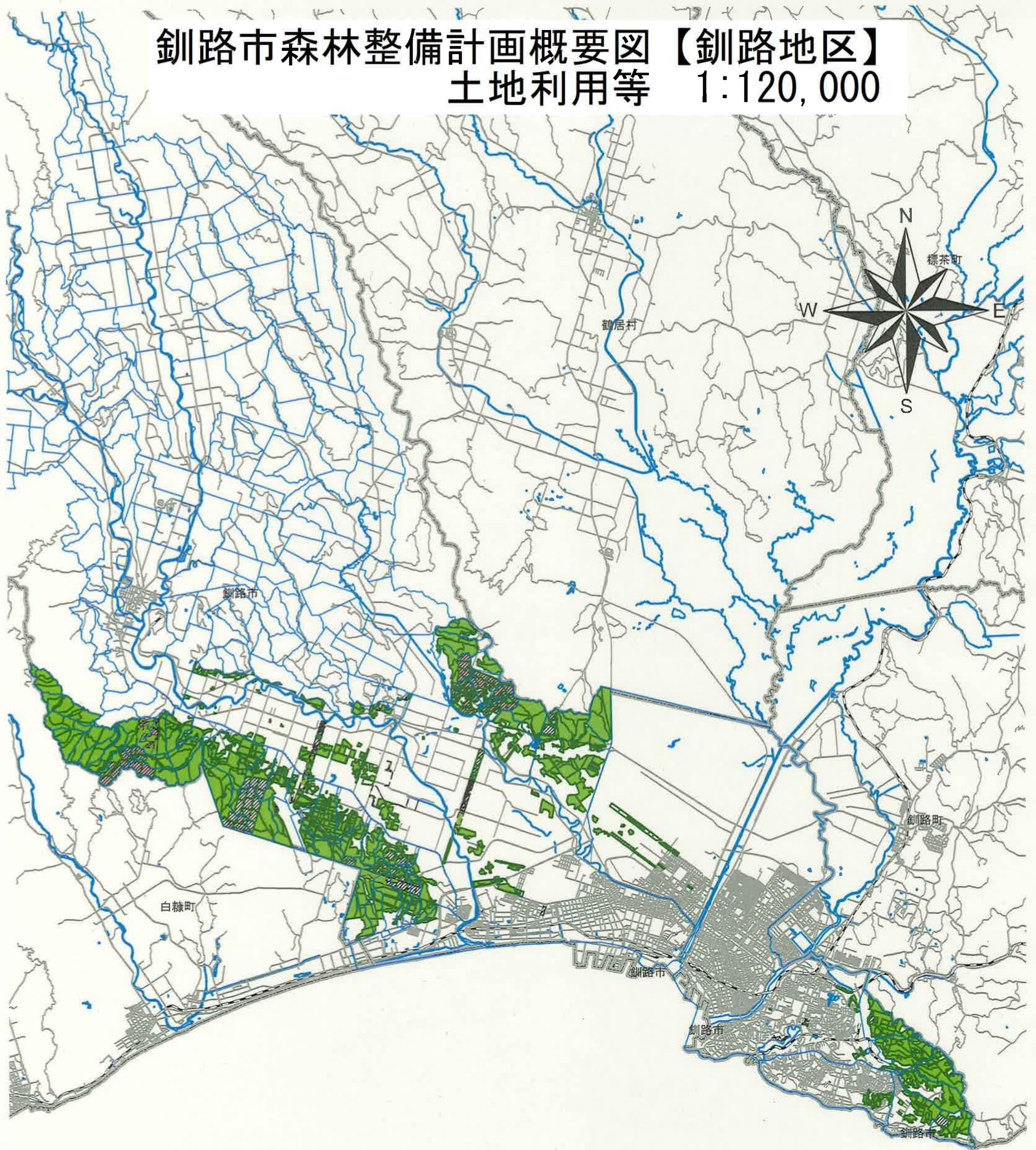


釧路市森林整備計画概要図【阿寒地区】

土地利用等S=160,000

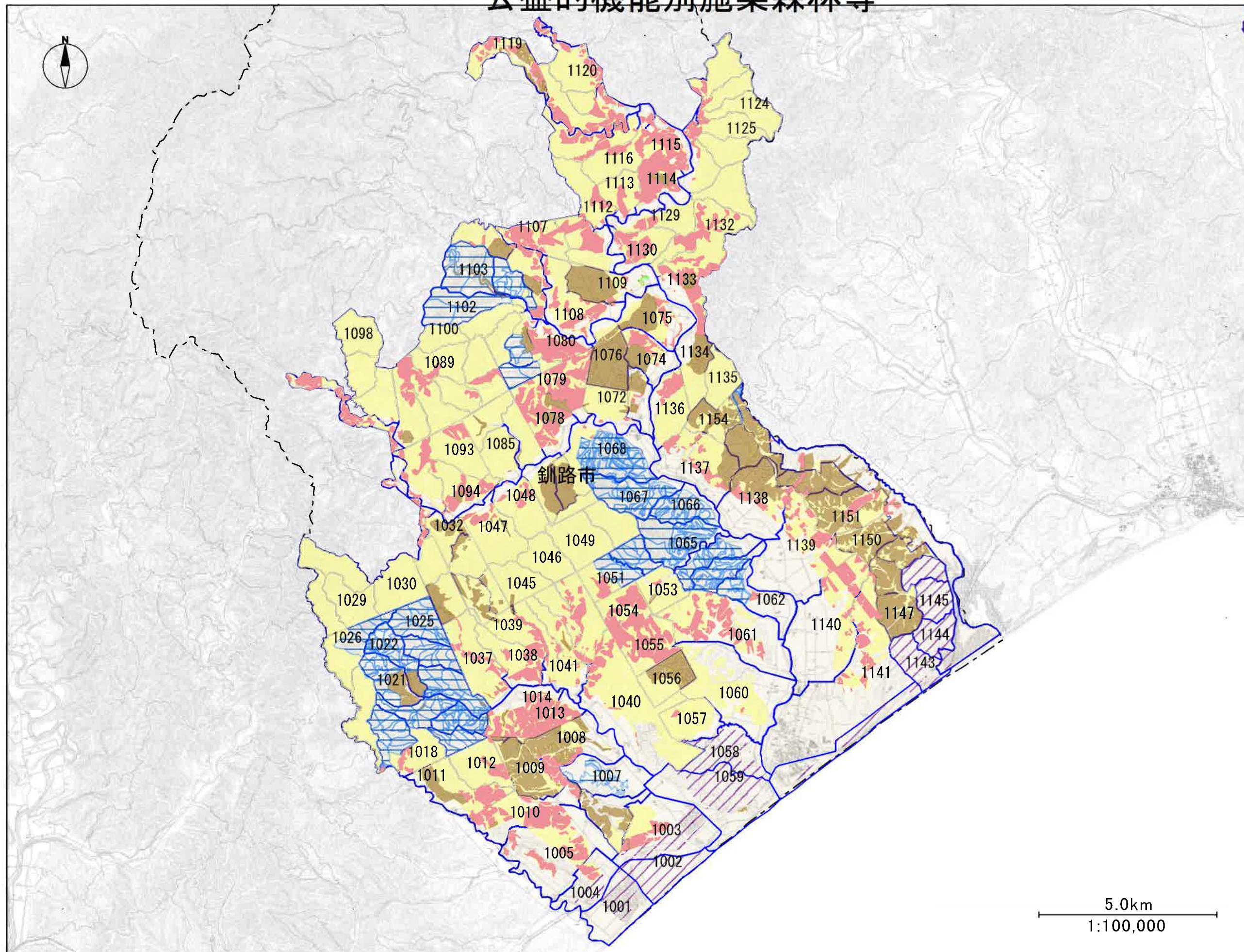


釧路市森林整備計画概要図【釧路地区】 土地利用等 1:120,000



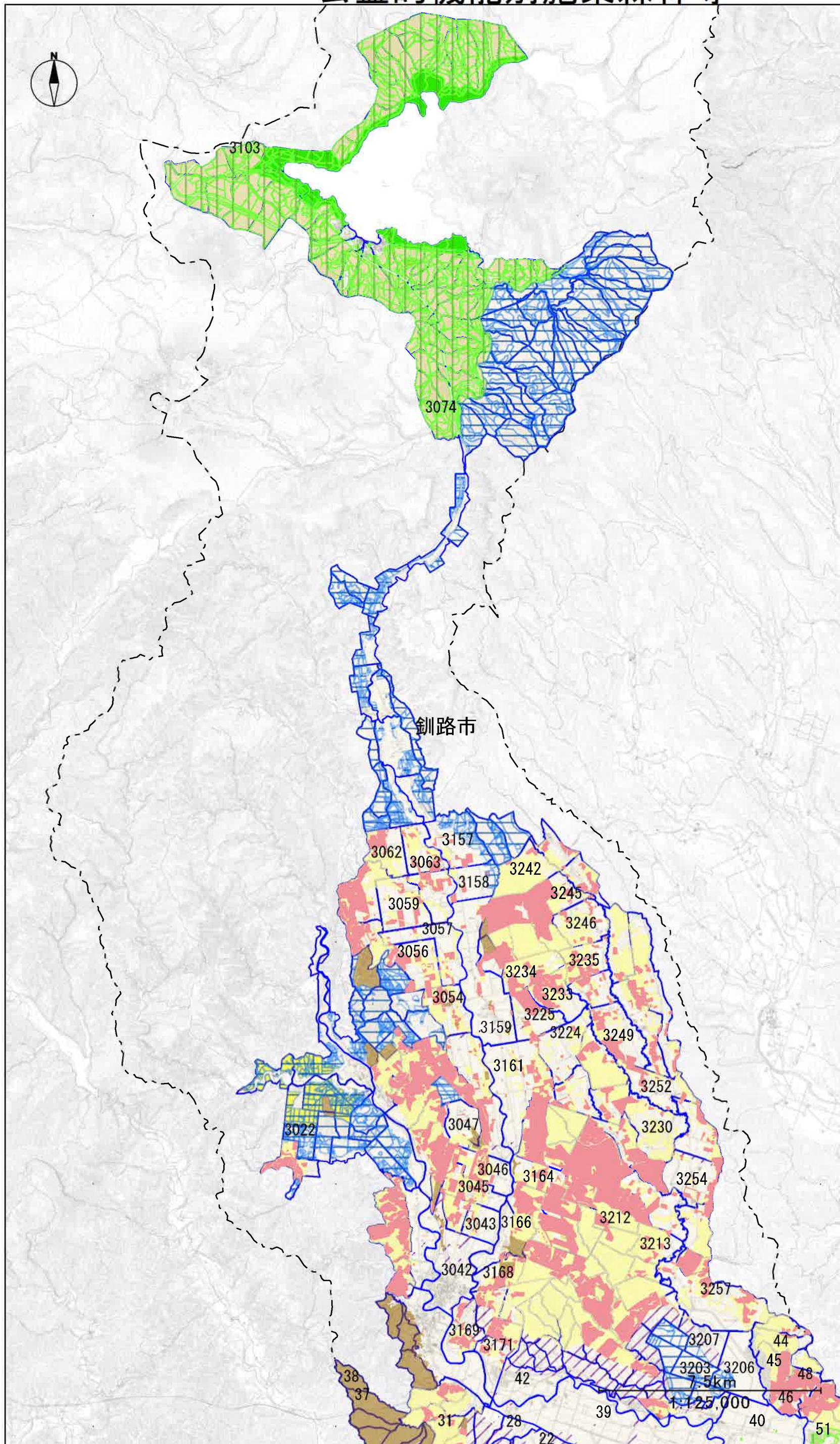
釧路市森林整備計画概要図【音別地区】

公益的機能別施業森林等



釧路市森林整備計画概要図【阿寒地区】

公益的機能別施業森林等



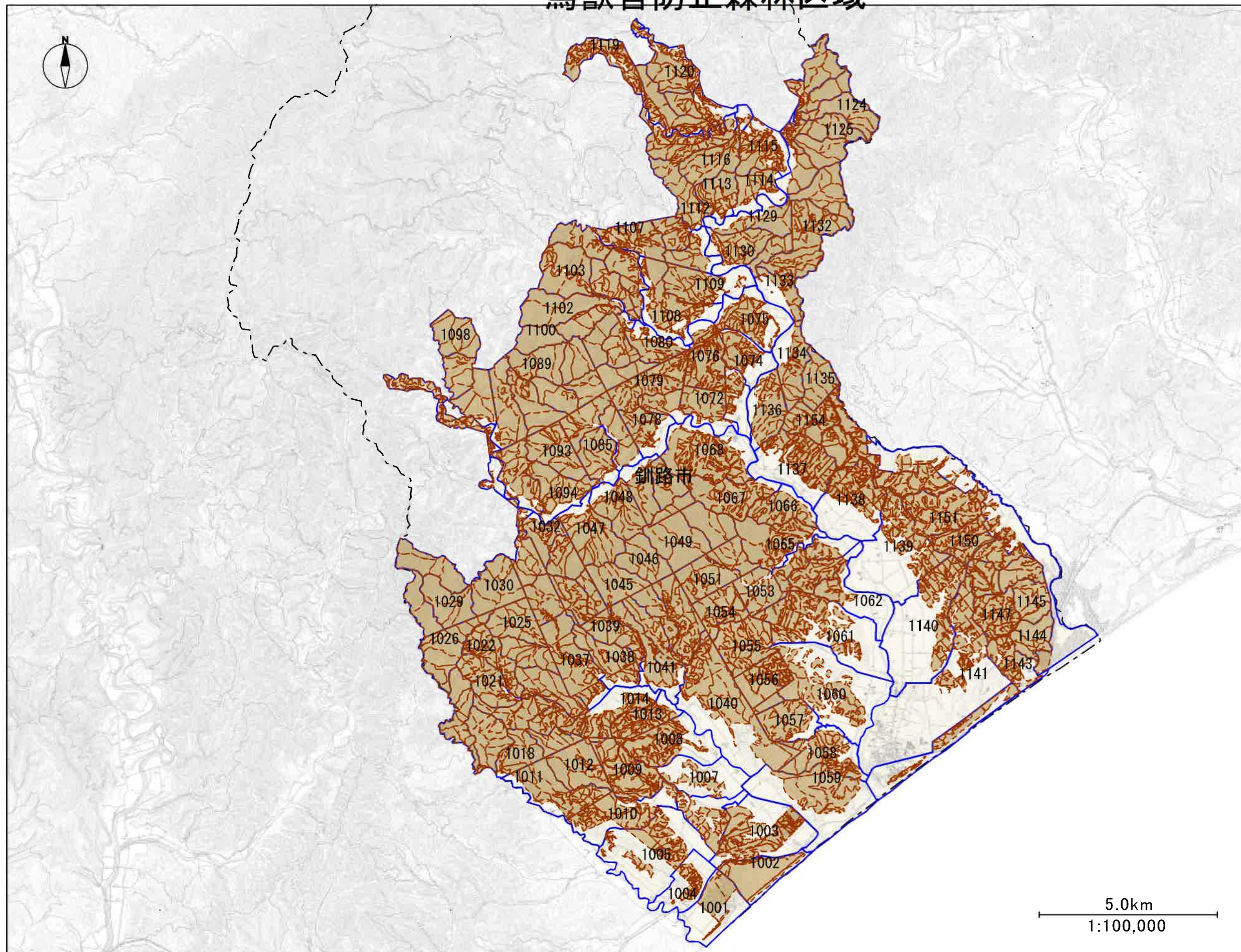
- ゾーニング分類
- 保健機能森林
 - 鳥獣害防止区域
 - 水源涵養林
 - 山地災害防止林
 - 生活環境保全林
 - 保健・文化機能維持林
 - 木材等生産林
 - 水資源保全ゾーン
 - 生物多様性ゾーン（水辺林）
 - 生物多様性ゾーン（保護地域）
 - 特に効率的な施業が可能な森林
 - 市町村独自ゾーン
 - 市町村独自上乗せゾーン

公益的機能別施業森林等



釧路市森林整備計画概要図【音別地区】

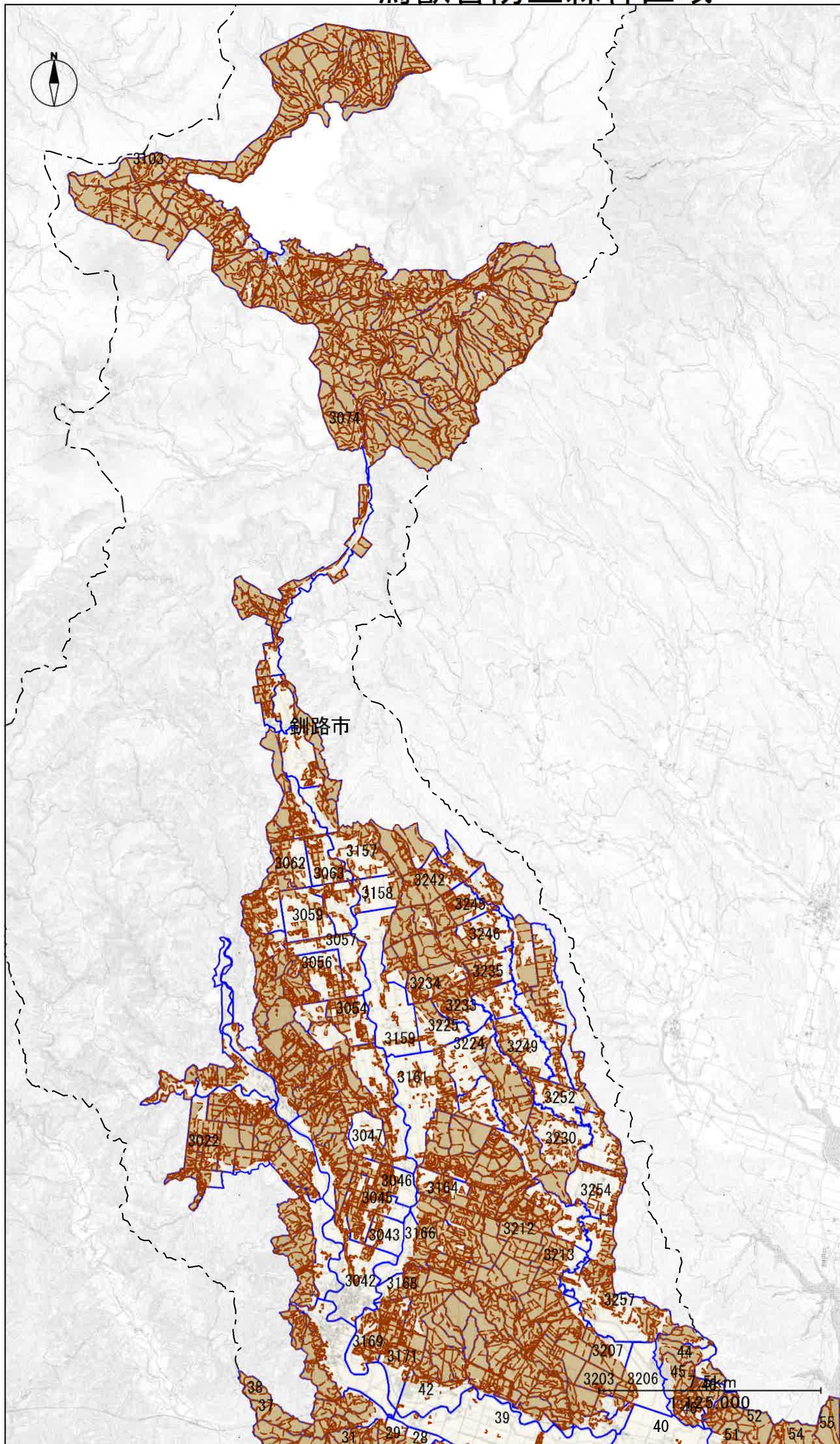
鳥獣害防止森林区域



- ゾーニング分類
- 保健機能森林
 - 鳥獣害防止区域
 - 水源涵養林
 - 山地災害防止林
 - 生活環境保全林
 - 保種・文化機能維持林
 - 木材等生産林
 - 水資源保全ゾーン
 - 生物多様性ゾーン（水辺林）
 - 生物多様性ゾーン（保護地域）
 - 特に効率的な施業が可能な森林
 - 市町村独自ゾーン
 - 市町村独自上乗せゾーン

釧路市森林整備計画概要図【阿寒地区】

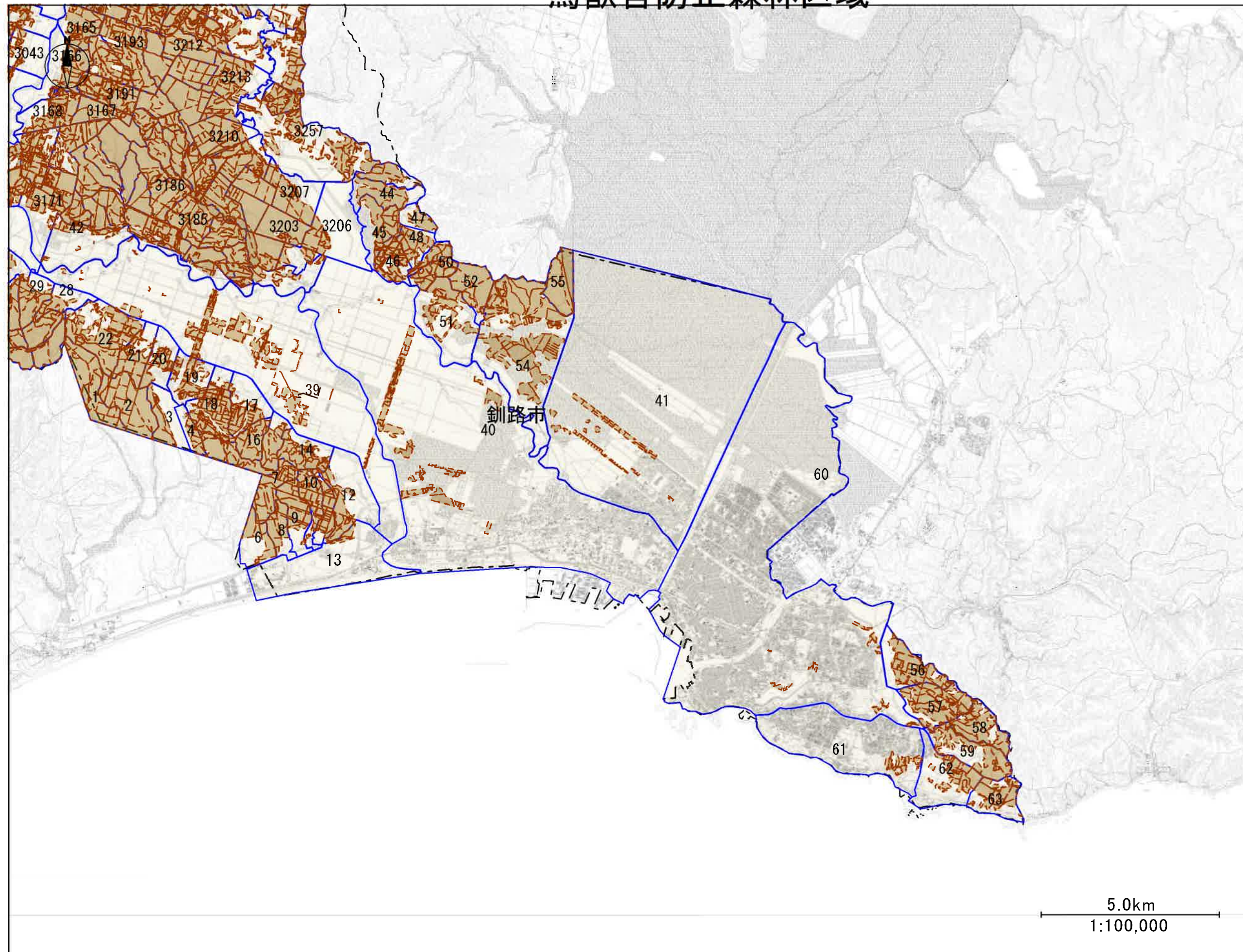
鳥獣害防止森林区域



- ゾーニング分類**
- 保健機能森林
 - 鳥獣害防止区域
 - 水源涵養林
 - 山地災害防止林
 - 生活環境保全林
 - 保健・文化機能維持林
 - 木材等生産林
 - 水資源保全ゾーン
 - 生物多様性ゾーン（水辺林）
 - 生物多様性ゾーン（保護地域）
 - 特に効率的な施業が可能な森林
 - 市町村独自ゾーン
 - 市町村独自上乗せゾーン

釧路市森林整備計画概要図【釧路地区】

鳥獣害防止森林区域



- ### ゾーニング分類
- 保健機能森林
 - 鳥獣害防止区域
 - 水源涵養林
 - 山地災害防止林
 - 生活環境保全林
 - 保健・文化機能維持林
 - 木材等生産林
 - 水資源保全ゾーン
 - 生物多様性ゾーン（水辺林）
 - 生物多様性ゾーン（保護地域）
 - 特に効率的な施業が可能な森林
 - 市町村独自ゾーン
 - 市町村独自上乗せゾーン

釧路市森林整備計画概要図【道有林】

鳥獣害防止森林区域



鳥獣害防止森林区域

0 1 2 3 4 5 km



1/100,000

背景には国土地理院地図を利用しています。